

官報

号外

平成二十八年三月八日

○第九十回 衆議院會議録 第十四号

平成二十八年三月八日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまオーレミク・トンメセン・ノルウェー王国国会議長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

(起立、拍手)

○議長(大島理森君) 次に、御紹介申し上げます。

ただいまハンナ・ビルナ・クリスチャンズドットテイル・アイスランド共和国国会議員団団長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

(起立、拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、雇用保

平成二十八年三月八日 衆議院會議録第十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律案についての塩崎厚生労働大臣の趣旨説明

険法等の一部を改正する法律案及び中島克仁君外八名提出、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

(國務大臣塩崎恭久君登壇)

○國務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、高齢者、女性等の就業促進や雇用継続等を図り、国民一人一人が活躍できる社会づくりを進めることが我が国の重要な課題となっておりま

す。こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して働き続けられる環境の整備及び高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を行うとともに、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、高齢者の雇用が進展している状況を踏まえ、失業中のセーフティーネットを確保するため、六十五歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするともに、就業促進手当の引き上げその他の就職促進給付の拡充を行うこととしております。

第二に、着実に改善が進んでいる現下の雇用情勢、雇用保険財政の状況を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げることとしております。

第三に、高齢者の希望に応じた多様な就業機会を確保するため、都道府県知事が指定する業種等

について、シルバー人材センター等が行う有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業に関し、業務の範囲を拡張することとともに、地方公共団体は、高齢者の就業機会確保に係る計画を、地域の関係者から成る協議会の協議を経て策定することができるとしております。

第四に、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上の措置を義務づけることとしております。

第五に、男女ともに働きながら子育てができる環境を整備するため、有期契約労働者に係る育児休業の取得要件の緩和や、育児休業の対象となる子の範囲を拡大することとしております。

第六に、介護を理由とする離職を防止するため、介護休業を三回を上限として分割して取得できるようにするほか、介護休暇の一日未満の単位での取得を可能とし、労働者が請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととするなど、介護のための柔軟な働き方を支援する制度を強化するとともに、介護休業給付の給付率を引き上げることとしております。

最後に、この法律案は、平成二十九年一月一日から施行することとしておりますが、失業等給付に係る保険料率の引き下げ等については平成二十八年四月一日、介護休業給付の給付率の引き上げについては平成二十八年八月一日から施行すること等としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

平成二十八年三月八日 衆議院會議録第十四号

○議長(大島理森君) 提出者中島克仁君。

(中島克仁君登壇)

○中島克仁君 ただいま議題となりました介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、本法案の提案理由について御説明をいたします。

介護・障害福祉従事者は、重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金は他の業種と比較して著しく低い水準にあります。厚生労働省の調査でも、月額で十万円程度も低い水準にあるのが現状です。

このため、賃金を引き上げることができるよう介護報酬のプラス改定が求められてきましたが、あるところか、安倍政権は平成二十七年四月から介護報酬を二・二七％も引き下げてしまいました。それによって介護事業者に深刻な影響が出ており、介護分野の人手不足は深刻の度を増しております。著しい人手不足によって、サービスの休止や事業所の廃止に追い込まれる事例も多く出てきております。

また、安倍政権は、一億総活躍社会、その実現のために介護離職ゼロを掲げておきながら、平成二十七年年度補正予算、二十八年度予算を見ても、介護職員の処遇改善に真剣に取り組み姿勢が見られません。このままでは、介護人材の不足に拍車がかかり、二〇二〇年代初頭までに約二十五万人の介護人材を確保することなど、夢のまた夢となりましょう。ましてや、介護離職ゼロなど、絵そ

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案についての中島克仁君の趣旨説明 雇用保険法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する岡本充功君の質疑

その申請に基づき、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金または介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金のいずれかを支給することとしております。

さらに、政府は、要介護一、二の方の生活援助を介護保険から除外し、自己負担とすること等を検討しておりますが、要介護一、二の方々の多くが、生活援助サービスを受けることで在宅介護を何とか維持しているのが現状です。もし本当にこのようなことになれば、家族が介護することがふえ、介護離職ゼロとは真逆の、介護離職増加計画となってしまう。

参議院選挙対策とも言える介護離職ゼロを掲げ、一方で、こそこそ介護離職増加計画を検討するとは、支離滅裂、政府が全く介護現場の実情に向き合っていない証拠であります。

要支援一、二の方々の総合事業への移行も、来年の本格移行を前に、昨年の四月から一部の自治体で始まっております。対応に苦慮している自治体もまだまだたくさんあります。

要支援一、二切りによる影響も定かでないうちに、今度は要介護一、二切りを検討することを、到底許すことはできません。

以上、申し上げた実情、政府の姿勢に鑑みれば、本法案で提案する介護・障害福祉従事者の処遇改善がまず最優先であり、党派を超えて、政治が一丸となって取り組まなければならない喫緊の課題であることは明らかであります。

本法案は、安倍政権の介護離職ゼロに対する、介護職離職ゼロ法案です。

次に、本法案の概要を御説明いたします。第一に、都道府県知事は、賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、

この介護・障害福祉従事者処遇改善助成金による賃金改善の対象は、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算の対象職種とし、助成金の支給により、平均して一人当たり月額一萬円の賃金引き上げがなされることを見込んでおります。

また、介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金による賃金改善の対象は、処遇改善加算の対象職種にとどまらず、全ての職種とし、助成金の支給により、平均して一人当たり月額六千円の賃金引き上げがなされることを見込んでおります。

第二に、国は、都道府県に対し、助成金の費用の全額及び事務の執行に要する費用を交付することとしております。

第三に、この法律は、制度について見直しが行われ、すぐれた人材の確保に支障がなくなつたときには廃止することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法案の提案理由及び内容の概要であります。

平成二十六年には、野党六党が介護・障害福祉従事者の処遇改善を図るための法案を提出した後、与党の皆さんの御理解をいただき、全会一致で介護・障害福祉従事者の人材確保のための介

護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案を成立させることができたという経緯があります。本法案につきましても、党派を超えて、全ての議員の皆様方からの御賛同をいただけるものと確信をしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。岡本充功君。

(岡本充功君登壇)

○岡本充功君 民主党の岡本充功です。

私は、民主・維新・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案に対し質問を行います。

(拍手)

政府は、提出法案に、施行がかなり先の政策も目いっぱい詰め込んでおきながら、雇用保険料率を四月一日から引き下げる必要があるため、年度内に成立させてほしいと言っています。国会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。なぜ、雇用保険財政にかかわる規定と、直接関係のないマタニ

ティーハラスメント対策といった就業環境整備にかかわる政策を束ねて一括審議ができるのか、その理由をお尋ねいたします。

雇用保険料を財源にする労働移動支援助成金をめぐる問題が明らかになりました。先日、この助成金制度によって退職を余儀なくされた方とお会いしました。いまだに次の仕事が決まらず、家族にも退職した事実を告げられない日々を語られていました。

安倍政権は、労働移動支援助成金の予算を約七十倍にもふやし、要件緩和、制度拡充をする一方で、雇用調整助成金は平成二十八年度予算案までに大幅減額し、十分の一以下に減額しています。なぜ要件緩和と予算の大幅増額を行ったのか。塩崎大臣の発案ですか。それとも、官邸で開催されている会議からの発案ですか。発端を含め、御説明を求めます。また、雇用調整助成金ではなくこの制度を利用するメリットを、労働者側、使用者側のそれぞれの視点からお答えください。

再就職ができなければ単なるリストラであり、労働移動にはなりません。しかし、再就職先に支払われる受入れ人材育成支援奨励金は、平成二十六年予算二百十六億一千四百万円に対して執行は百六十二万円、平成二十七年は二百六十五億一千六百五十四万円に対して執行は一千八百三十七万円にとどまっています。予算に対しての執行率はわずか〇・〇一％程度。二年連続でこんな執行率の低い事業が厚生労働省にはほかにはあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。ちなみに再就職ができていない、その理由も問いま

す。

平成二十六年度の労働移動支援助成金を受けて退職をされた方三千三百四名のうち、期間の定めのないフルタイム労働者になっている方、六カ月以上の有期雇用契約、六カ月未満の有期雇用契約、パートタイム、派遣労働者はそれぞれ何人になっていますか。平成二十八年二月末日時点で教えてください。また、平成二十七年のこの制度の利用者についても、平成二十八年二月末日時点で再就職状況を、先ほどの平成二十六年度の方と同様の分類で回答を求めます。

民間人材ビジネス会社が、この制度を利用して、企業に退職勧奨を行うことを提案しています。このようなリストラ提案型営業は、民間人材ビジネス会社の仕事として適正なものなのでしょうか。見解を求めます。

さらに、本助成金の支給対象となった方について、自由な意思決定ができないような退職強要に当たるような事例がなかったのか、同様の再就職支援業務を委託している十三社の人材ビジネス会社の事例についても徹底した調査を行うべきです。調査をするのか、また、退職強要があった場合にどのような対応をとるのか、救済措置をとることも検討するのか、大臣の答弁を求めます。

厚生労働省の資料によりますと、平成二十七年十二月末日時点で六百一人の方が就職できていない、このような状況です。雇用保険も切れ、給与もなく、どのように年を越したのか。安倍政権が進めるこの制度がなければ失業しなかった方ばかりです。国策により退職を余儀なくされた皆さん

へのメッセージを厚労大臣に求めます。

本改正案には、育児休業制度の見直しに関する規定が盛り込まれています。給付率を引き上げるとはいえ、育児休業給付金の上限を撤廃しない理由を問います。上限を撤廃すると、その波及効果も含め雇用保険財政への影響は幾らになると試算をしていますか。そもそも上限撤廃で波及効果があると考えているのか、見解を問います。

雇用保険は、健康保険と異なり、保険料には上限がありません。低所得者対策の意味から、低所得者に手厚いという理念だとの説明もあります。その理念は健康保険も同じです。なぜ、雇用保険の保険料は負担が青天井で、給付金額には天井を設けるのか、健康保険との違いを含め、お答えください。また同様に、失業給付金の上限をなぜ設けているのか、その金額の根拠はどのような経緯で決まっているのか、上限撤廃時の保険財政への影響も含め、答弁を求めます。

雇用保険は特別会計です。特別会計である理由は何ですか。特別会計であることに鑑みれば、例えば、起業することを雇用の機会の確保と捉えて支援することはできないはずで、特別会計で支出ができる範囲を明確にお答え願います。

雇用保険の保険料についてお尋ねします。適用事業所でありながら未加入の事業所は何事業所で、何人の方が入れずにいるのか、答弁を求めます。

また、昨年度、厚労省の調査に基づき、雇用保険に加入してきた労働者の人数は何人ですか。労働者は人数であり、金額ではありません。保険料で

はなく、人数での答弁を求めます。

本改正案には、介護休業を三回に分割して取得できるようにすることが盛り込まれています。なぜ三回としたのか、理由を伺います。被介護者の状況により柔軟に対応できるよう、分割できる回数をさらにふやすことを検討すべきと考えますが、厚労大臣の見解を求めます。

また、介護休業を取得できる被介護者の介護の必要度についても伺います。

労働者の介護休業取得を制限しているとも言われる、二週間以上の期間にわたり常時介護が必要とする状態の程度を緩和すべきと考えますが、厚労大臣の見解を求めます。

また、連合の調査によれば、介護休業の法定日数に満足していると答える方は少なく、介護休業期間の総日数をふやすことなどを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、改正法施行前に既に介護休業を取得している方の取得日数は、施行後にリセットされないという聞いています。このような制度改正で、施行前の権利取得がリセットされない、もしくはリセットされるもの、こういったものの事例があるのか、答弁を求めます。

子供の介護についても伺います。高齢者と比較をして、子供の介護は長期にわたる蓋然性が高いと考えます。こうした方々への対応は、改正法案で導入される短時間勤務などだけで十分か、その特殊性に鑑み、取得可能日数や障害福祉施策の充実などとあわせて別途検討する必要があるのではないか、見解を伺います。

本改正案には、マタニティーハラスメント対策として、マタハラ防止のための措置が盛り込まれています。周知徹底だけではなし得なかったマタハラ防止をこの改正案でどのように担保するのか、国際女性デーの本日、これまでとは違う明確な答弁を求めます。

介護人材不足は深刻です。昨年の介護報酬マイナス改定が及ぼしている現場への影響をどう捉えているのか、厚労大臣並びに法案提出者に伺います。

恐らく、厚労大臣は、昨年四月の介護報酬改定で処遇改善加算を拡充したと答弁されるかと思いますが、そうであれば、介護人材不足が解消しているとお考えですか。解消していないと考えるならば、ただいま議題となっている法案の趣旨に賛同されますか。賛同されない場合は、さらなる処遇改善は不要との立場でしょうか。答弁を求めます。

続いて、法案提出者に伺います。

提出法案の助成金を、介護職員の処遇改善のみならず、金額は低くなるものの他の職員の処遇改善にも使えるようにした理由をお尋ねします。

また、政府は、外国人の介護人材で人材確保を進めようとしています。こうした政府案との違いは何ですか。

また、介護人材の疲弊の解消に向けたさらなる取り組みが検討される必要があると考えますが、見解をお尋ねいたします。

政府の社会保障審議会の介護保険部会では、軽

度者への支援のあり方が論点として提示されており、要介護度の低い方への介護サービスが縮小されるのが危惧されます。

軽度者への支援が介護保険から切り離されることとあり得るのか。具体的に決まったわけではないのは承知していますが、論点として議論される可能性はあるのか、答弁を求めます。

次に、保育の充実について伺います。

先日の予算委員会、安倍総理は、保育所に入れない嘆きの投稿について、匿名であるがゆえに議論することすら拒絶をされました。国民の嘆きに耳をかさない姿勢は大変残念なことです。

実際に、待機児童数は増加に転じています。社会保障と税の一体改革では、幼児教育、保育、子育て支援の質、量の充実のために充てる財源のうち、〇・三兆円超についてはまだに確保のめどが立っていません。待機児童解消がいつ達成できる見込みなのかとあわせて、財源不足への対処について説明を求めます。

この予算が確保されなければ、保育士の処遇改善は既に行われたもので打ち止めとなり、予定されているプラス二％の処遇改善はできないのか、答弁を求めます。

処遇改善がされなければ、保育士が確保できず、希望出生率一・八の実現はありません。まさか、介護福祉士と同様に外国人を受け入れ、保育士の活用を検討することはあり得るのか、答弁を求めます。

今月から自民党では外国人労働者の受け入れを

検討する会を立ち上げるとの報道もありました。まだ働ける高齢者、子育てや介護をしながら仕事を続けたい方々の力を結集し、この労働力人口減少を乗り越える覚悟が自民党にはないようです。

こうした皆さんの力を結集することが一億総活躍であり、外国人の活躍を求める七十億総活躍ではないはず。外国人労働者の受け入れを検討することについて、担当大臣の見解を伺います。

総合合算制度は、制度単位ではなく、家計全体をトータルに捉えて、医療、介護、保育、障害福祉に関する負担の合計額に上限をかける制度です。総合合算制度の見送りは、子育てや介護と仕事で両立しやすい就業環境の整備という本改正案の趣旨や一億総活躍社会の理念と矛盾するのではないのでしょうか。答弁を求めます。

最後に、働きながら介護や子育てをされている方々を含む、さまざまな環境下でも働き続けることができる社会、それぞれの能力を生かした雇用の場がある社会を目指していくべきことを訴え、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣（塩崎恭久君） 岡本充功議員にお答えを申し上げます。

まず、本改正法案における複数の法律改正の一括化についてお尋ねがございました。

本改正法案は、女性や高齢者の方などに対し、その希望に応じた就業の促進や離職防止を図るための環境整備を行うという同一の趣旨、目的の改正項目を一括で改正することとしたものです。

なお、同一の趣旨、目的で複数の法律を一括で改正する場合に、一括化した法律案の中で異なる施行日を設けることは例外的なものではございません。

労働移動支援助成金の拡充の経緯、メリット、執行率等についてのお尋ねがございました。

労働移動支援助成金は、平成二十五年の日本再興戦略において雇用維持型政策から労働移動支援型政策へ転換することが打ち出されたことを受けて、抜本的拡充が図られました。

本助成金は、リストラによって離職を余儀なくされた方にとっては再就職に向けた支援を受けることが可能となり、事業主にとってはみずから行う再就職援助の支援を受けることができるというメリットがございます。

また、二十六年に設けられた受入れ人材育成支援奨励金の現時点での実績が厚生労働省の他の事業に比べて低いのは、受け入れた方に対して一定期間の訓練を行った後に支給申請が行われるものであるため、初年度の支給実績が出るまで時間を要すること等の理由によるものと考えております。

労働移動支援助成金の対象労働者の就職状況等についてのお尋ねがございました。

平成二十六年に労働移動支援助成金の支給対象となった方の再就職先での雇用形態については、二十六年度末で、例えば、フルタイム労働者が七一・九％などとなっています。平成二十八年二月末日時点における状況や平成二十七年の支

給対象者の状況については、現在、雇用保険の被保険者資格の取得の際の届け出内容などにより確認をしているところでございます。

平成二十六年に労働移動支援助成金の支給対象となった方については、御指摘のように、平成二十七年十二月末時点で六百一人が再就職していないと考えられるところですが、そうした方については、最寄りのハローワークにおいて、一刻も早く再就職ができるよう全力で支援をしてまいります。

労働移動支援助成金に関する民間人材ビジネス会社の関与や、それに対する今後の対応についてのお尋ねがございました。

再就職支援を行う職業紹介事業者がみずから退職者をつくり出すようなことはその事業の趣旨に反するものであり、働く方に対して自由な意思決定を妨げるような退職強要を実施することは適切ではないこと、企業に対して積極的に退職勧奨の実施を提案することも好ましくないこと等の通知を発出することを検討しております。

また、御指摘のリストラを行う企業から離職して当該助成金の対象として再就職支援を受けた方へのヒアリングを行うとともに、他の民間人材ビジネス会社が関与したものも含め、当該助成金の対象となり再就職支援を受けた方に対するアンケート調査を行うことにより、退職強要に当たる事案の有無を把握することを検討しております。

いずれにしても、まずは実態把握に努め、今後のさらなる対応について、個別労働紛争解決制度

の活用も含め、引き続き検討してまいります。

雇用保険の給付の上限額についてのお尋ねがございました。

雇用保険の給付については、再就職時賃金と比べ高くなり、受給中の再就職意欲を阻害しないよう、労働政策審議会の意見を踏まえて、労働者の賃金分布の上位一二・五％の水準で基本手当等の上限額を設定しております。

給付の上限額を撤廃した場合の財政影響を算出することは、必要なデータを集計することがシステム上できないため、困難ではありますが、上限額の撤廃については、こうした制度の趣旨に鑑みると慎重な議論が必要と考えております。

なお、健康保険においては、全ての加入者の給付水準が基本的に同じである中で、負担と受益とのバランスを図る観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けており、両制度の取り扱いを一概に比較することは適切ではないと考えております。

雇用保険の特別会計で支出できる範囲等についてのお尋ねがございました。

労働保険特別会計雇用勘定は、雇用保険制度における受益と負担の関係の明確化等のために特別に区分して経理するため、特別会計に関する法律に基づき設置しているものでございます。

労働保険特別会計雇用勘定で行う雇用保険二事業は、被保険者等の失業の予防や雇用機会の増大等に資する雇用対策を行うものであり、このような趣旨にかなう事業に限定して実施しています。

御指摘の支援についても、起業に伴い中高年齢者の雇用の創出に資する場合の助成の対象とすることとしております。

雇用保険の適用についてのお尋ねがございました。

雇用保険は労災保険と一体で手続を行っており、労働者を一人でも雇用すれば、事業主は事業所ごとに加入する義務があります。

他の行政機関等の保有する情報とも突合するなどして、平成二十六年末時点で約十三万事業所を未加入と推計し、同年度の実地調査等の結果、新たに約五万事業所の未加入を解消しました。

事業所全体の賃金総額に基づいて労働保険料を算定しており、雇用保険に新たに加入することになった方の数は集計しておりません。

今後とも、労働保険制度の適切な運用のため、加入指導及び調査に取り組んでまいります。

介護休業の分割回数と取得要件についてのお尋ねがございました。

介護休業の分割回数については、介護のために一週間以上連続して仕事を休んだ経験のある労働者について、仕事を休んだ回数が三回までで約九割を占めること、また、介護開始時期、中間期、終わりの時期にそれぞれ対応するという観点を踏まえつつ、事業主の雇用管理の負担も考慮し、法律上の最低基準としては三回を上限としたものでございます。

また、取得要件である常時介護を要する状態については、通達でその基準を示していますが、労働政策審議会において、緩和する方向で見直しを行うべきと指摘をされておりまして、今後、事業主及び労働者から見たわかりやすさという観点も踏まえ、緩和する方向で見直しを行う考えでございます。

介護休業期間についてのお尋ねがございました。

介護休業については、介護を経験した労働者が一週間を超えて連続して休んだ日数は二週間以内が七五％と、比較的短期の休業をし、職場復帰をしているケースが多いことから、期間延長ではなく、分割を認めることとしたものでございます。

改正法施行前に介護休業を取得した日数が九十三日に満たない場合、残日数について分割取得できますが、改めて九十三日の休業を認めることは、施行日の前後で介護休業を取得できる日数に差が生じ、適当ではないと考えております。

介護休業の取得回数制限を緩和し、要介護状態ごとに一回の介護休業を認めた平成十六年改正でも、施行日前に取得済みの介護休業が既に九十三日に達している場合、再度の介護休業は認められていません。また、他の制度においても、改正前に権利を行使し終わった場合、権利行使の方法が変わったことにより、改正後に改めて権利を与えたケースは、現時点では把握をしておりません。

子供の介護についてのお尋ねがございました。

介護の必要なお子さんについても、育児・介護

一億総活躍社会の実現に向けて、若者もお年寄りも、女性も男性も、難病や障害のある方々も、

一度失敗を経験した人も、みんなが活躍できる社会をつくってまいります。このため、高齢者が安心して働き続けられる環境の整備や、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを進めてまいります。

こうした観点に立つて、介護離職ゼロや希望出

生率一・八を一億総活躍社会の実現のため重要な政策の柱と位置づけ、介護施設等や保育サービスの整備とあわせ、必要な人材の確保について、就業促進や離職の防止などに取り組んでいくことと定めております。

外国人労働者の受け入れについては、我が国の経済社会の活性化の観点から、専門的、技術的分

野の外国人労働者の就業を積極的に推進する一方で、外国人労働者の受け入れの範囲拡大については、我が国の労働市場及び国民生活全体に与える影響に鑑み、我が国のあるべき将来像とあわせ、中長期的観点から、国民的コンセンサスを踏まえ

つつ、検討、議論していくべきものと考えております。

以上です。（拍手）

〔初鹿明博君登壇〕

○初鹿明博君 岡本充功議員からの質問にお答え

介護・障害福祉従事者以外の介護・障害福祉事業者等の従業者の処遇改善にも使えるようにした理由についてお尋ねがありました。

この法律案の目的は、ホームヘルパー、福祉施設介護員等の専ら介護・障害福祉サービスに従事

する介護・障害福祉従事者の処遇を改善し、人材を確保することにあります。

しかしながら、これらの方々の処遇改善のみを対象とすると、同じ事業所で働く他の職員の方々の処遇改善は事業者の負担で行う必要があることから、現在行われている処遇改善加算は事業者の余力やバランス等の観点から利用しにくいとの声も事業者から上がっていると承知しております。

また、煩雑な申請手続を行う事務職員が処遇改善加算の対象となっていないことで、職員の不満にもつながっているとの事業者の声もあります。

そこで、この法律案では、こうした事業者の実情に配慮し、介護・障害福祉従事者に支給できる介護・障害福祉従事者処遇改善助成金とは別に、同程度の財源で、金額は低くなりますが、より要件が緩やかで、その他の職員の賃金の引き上げにも利用できる介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金を設け、事業者の実情に応じ選択できるようにしたものであります。

なお、事業者の声に基づき、政令で定める申請手続の簡素化についてもあわせて求めているところでもあります。

政府は外国人の介護人材で人材確保を進めようとしているが、こうした政府案との違いは何かとお尋ねがありました。

介護人材の不足を外国人労働者の受け入れで解消しようとするのは、余りにも短絡的な考えです。また、外国人技能実習制度によって人材不足を解消しようとするについては、制度本来の

目的を踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。

介護職員には、介護サービス利用者やその家族との意思疎通を図ることは当然のことながら、同僚や関係者との正確な連絡、相談が必要となり、一定以上の日本語能力が求められます。それに加え、介護を行う上での知識、技術を習得する必要があります。そのため、来日した外国人の方が介護現場で戦力になるためには相当な努力と時間がかかり、即座に人材不足の解決にならないことを念頭に置くべきです。

また、外国人労働者を介護現場に受け入れることについては、介護サービスの質の低下や介護職員の処遇の低下を招くとの懸念が指摘されており、安易に受け入れを進めるのではなく、介護現場のみならず、日本の雇用環境、社会保障、地域社会に与える影響など、多角的な視点で慎重に検討していくべきだと考えております。

外国人労働者の受け入れよりも、今、介護現場で働いている方々の処遇を改善し、介護の現場で働き続けられるようにしていくことを優先すべきだと考えます。(拍手)

〔井坂信彦君登壇〕

○井坂信彦君 昨年の介護報酬改定の介護現場への影響について答弁いたします。

介護・障害福祉従事者は、重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金はほかの業種と比較して著しく低い水準にあります。厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも、全産業の平均賃金が

月額約三十三万三千元であるのに対し、ホームヘルパーは月額約二十二万五千元、福祉施設介護員は月額約二十二万三千元にとどまり、月額で十万円程度も低い水準にあるのが現状です。

賃金は、自由経済の中で決定されるのが通常ですが、介護報酬や障害福祉サービス報酬は公定価格であるため、その賃金決定には市場メカニズムが働きません。したがって、本件こそ政治の力で解決すべきであり、賃金を引き上げることができるよう、介護報酬のプラス改定が求められてきました。したが、平成二十七年四月から、介護報酬は二・二七％も引き下げられてしまいました。

我々は、それによって介護事業者に深刻な影響が出ていると考えており、具体的な数字もこの見方を裏づけております。

例えば、独立行政法人福祉医療機構が特別養護老人ホームを対象に行ったアンケート調査によれば、約七割の事業者が、介護報酬のマイナス改定によって前年度と比べ収益が減ったと回答しております。また、処遇改善加算で基本報酬のマイナスをどの程度補えるかについては、補えないと考えている事業者が六五・五％を占めております。

このようなデータを見れば、拡充、定着してきた処遇改善加算が役に立たないほど、介護報酬の大幅なマイナス改定のダメージが大きいことは、一目瞭然であると思われます。

次に、介護人材の疲弊の解消に向けたさらなる取り組みについて答弁いたします。

平成二十六年年度の介護労働実態調査では、労働条件等の不満として、身体的負担が大きいことを挙げる人が三〇・四％、精神的にきついことを挙げる人が二七・四％に上っています。介護は、身体的、精神的に負担がかかる仕事です。

介護人材の疲弊を解消するためには、介護労働におけるロボット技術の活用支援やストレス軽減のための施策の推進などにより、労働環境を改善することは当然必要です。

しかし、同じ調査では、労働条件等の不満として、人手が足りないことを挙げる人が四八・三％、仕事の内容の割に賃金が低いことを挙げる人が四二・三％と、身体的、精神的負担を大きく上回っています。人手不足、賃金が低いことが、身体的、精神的負担に拍車をかけているのではないかと推測されます。

本法案のように、介護職員の賃金を引き上げて介護分野の人手不足を解消することが、介護職員の疲弊を解消するための抜本的な解決策であると考えます。

さらなる取り組みとして必要なことは、次の報酬改定で、本法案で提案する処遇改善を反映させ、介護・障害福祉従事者の処遇改善の基盤をより強固なものにすることであると考えています。

この問題は、党派を超えて解決すべき日本の課題です。本会議場にてこのような機会をいただき、また、これを与野党の全ての皆様に心より感謝申し上げます。私、答弁いたします。(拍手)

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 堀内照文君。

〔堀内照文君登壇〕

○堀内照文君 日本共産党の堀内照文です。

私は、日本共産党を代表して、議題となりました両案について質問をいたします。(拍手)

雇用保険法等改正案は、雇用保険法、高年齢者雇用安定法、育児・介護休業法など六本もの法律の改定を一括で行うものです。一つずつの法案が広範な労働者の働き方に直接影響を与えるものであつて、一括して審議に付すべきではありません。それぞれの法案について十分な審議を行うことを求めて、質問に入ります。

まず、雇用保険法についてお聞きします。

二〇〇八年のリーマン・ショック以降、年越し派遣村に象徴された雇用破壊を受け、派遣労働者や契約社員などを雇用保険の対象とするなどの改正を行ってきました。

しかし、一方で、たび重なる給付水準の引き下げ、離職理由による受給資格要件の制限などによつて、完全失業者が二百万人を超えているにもかかわらず、基本手当の受給者は約四十一万人にすぎません。全体の二割しかカバーできていないのです。

完全失業者の三割以上が一年以上の失業者です。にもかかわらず、受給資格者の約六割が九十日しか受給できません。基本手当で離職前賃金を大きく下回っているのが実態です。大臣は、この現状をどう認識されているのですか。

雇用保険法は、第一条において、必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を

雇用保険法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する堀内照文君の質疑

図るとともに、求職活動を容易にすることを制度の目的としています。この現状で法律の目的を果たしていると言えるのですか。お答えください。

今の実態がとも生活と雇用の安定を図るものとは言えないからこそ、前回法改正の際に附帯決議で、生活安定機能を充実させるための基本手当の改善について検討を行うこととしたのであります。これは、今回の労政審の議題にもなりましたが、結論は先送りにされました。

なぜ基本手当の改善を行わないのですか。基本手当の給付水準の引き上げ、給付制限期間の廃止に踏み込むべきです。

法案は、基本給付には手をつけない一方で、就職促進給付は拡充して、早期再就職を促すとしています。再就職のためには、賃金などの労働条件、仕事の適正などを熟慮できる十分な求職活動期間の確保が欠かせません。

現に、こしし一月の有効求人倍率は、正社員に限れば〇・八倍であり、正社員就職は狭き門です。早期再就職だけを促進すれば、低所得、不安定な仕事でもいから就職せよということになつてしまふのではありませんか。答弁を求めます。

法案は、六十五歳以降に新たに雇用された者についても雇用保険を適用するとしています。ところが、給付については、一回限りの一時金である高年齢求職者給付金のみとしています。この給付金は、最大でも五十日分の支給にすぎません。六十五歳の誕生日前に離職した一般被保険者が九十日から二百四十日の基本給付を受けられるのに、六十五歳を過ぎればなぜ五十日で切ってしまうの

ですか。明確な説明を求めます。

保険料は同様に徴収しながら、給付は年齢で差をつけるものであり、到底認められません。雇用労働者と位置づける以上、六十五歳以上の失業給付も一般被保険者と同じ給付基準とすべきではありませんか。

雇用保険法には、失業給付に対する国庫負担が明記されています。憲法の生存権、勤労権を保障するために、政府も責任を負うことが義務づけられているからです。にもかかわらず、昨年の財政制度等審議会の建議において国庫負担の停止が公然と言及されていることは看過できません。

国庫負担を堅持するつもりがあるのですか。国庫負担は、少なくとも本則の四分の一に戻すべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、高年齢者雇用安定法についてお尋ねします。

法案は、生きがい就労と位置づけているシルバー人材センターの派遣、職業紹介について、おむね月十日または週二十時間以内の業務に限定するという規制を緩和し、週四十時間まで働くことを可能にしようとしています。

なぜこのような規制緩和が必要なのですか。

意欲を持つて積極的に就労する高齢者がいる一方で、低年金や無年金、年金支給開始年齢の引き上げなど、経済的理由から、健康不安を感じながらも就労する高齢者は少なくありません。高齢者が安心して働き続けられる社会をつくるためには、社会保障を拡充し、老後の生活を保障した上で、働く意欲と条件のある方に、労働条件や労働

安全衛生を確保して雇用機会を提供するものでなければなりません。

ところが、既にシルバー派遣の現場では、収益を目的としないため比較的割安で利用できますという売り文句での営業まで行われています。

この規制緩和について、省令で、競合する事業者の利益を不当に害することがなく、他の労働者の就業機会に著しい影響を与えることがない場合に限るよう定めるとしていますが、どのような指標によつて判断するのですか。

そもそも、シルバー事業は生きがい就労であるがために、最低賃金以下での就労や業務上の労働災害に対する労災保険の未適用などの問題が指摘され続けてきました。国として、こうした実態の調査をすべきです。

今回の緩和によつて、週二十時間を超える安価なシルバー派遣が拡大し、低賃金で劣悪な労働条件の雇用が広がることは明らかです。労働法制が適用されない生きがい就労、請負と、労働法制が適用される派遣とが同一センター内に混在し、何が違法で何が適正な就労であるかが今まで以上に曖昧になりかねません。このような規制緩和はやめるべきです。

育児・介護休業法についてお聞きします。

法案は、介護休業給付の給付率を引き上げ、介護休業を三回に分割して取得できるようにします。給付率の引き上げは、我が党も求めてきたことであり評価できますが、通算の介護休業期間は九十三日のままとなっています。

平均的な在宅介護期間は三十カ月と長期に及

び、特別養護老人ホームへの入所待ちは五十二万人にふえ続け、介護離職者は毎年十万人に上るなど、介護の実態は深刻です。介護離職ゼロを掲げるのであれば、介護休業期間を拡大するとともに、少なくとも、期間内の取得回数に制限を設けず、一日単位、時間単位での取得を可能にするべきではありませんか。大臣の答弁を求めます。

また、子供が病気などの看護休暇の取得について、年五日にとどまる取得日数の拡大や時間単位での取得を可能にすべきです。

第一子の妊娠、出産を契機とする女性労働者の離職は改善していません。女性労働者の六割近くを占める非正規労働者の育休取得は極めて低い水準にとどまっており、この改善が急務です。

今回の改定によって、どれだけの有期契約労働者が育休を取得できるようになるのですか。お答えください。

最後に、野党五党提案の介護の人材確保に関する特措法について伺います。

貧困な介護の現状を解決し、求められる介護の受け皿をつくるためにも、介護人材の確保が欠かせません。そのためにも、介護労働者の処遇改善はかなめをなす問題です。

今回の法案が介護労働者の処遇改善へどのような役割を果たすと考えているのか、提案者に伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕
○国務大臣(塩崎恭久君) 堀内照文議員にお答えを申し上げます。

失業者に占める雇用保険受給者の割合等の雇用

保険の現状認識についてのお尋ねがございました。

完全失業者の中には、新たに仕事を探し始めた方、そもそも雇用保険の対象とならない方も含まれているなど、雇用保険受給者数等との単純な比較は困難だと考えております。

また、基本手当は、安易な離職を促したり早期再就職を阻害することのないよう、再就職時の賃金水準も勘案し、離職前賃金の一定割合を支給することとしております。

今後とも、基本手当等の支給を通じて、求職活動期間中の生活の保障を図るとともに、ハローワークにおける計画的な就職支援などを通じて雇用の安定を図り、雇用保険法の目的を果たすよう努めてまいります。

基本手当のあり方と早期再就職促進についてのお尋ねがございました。

基本手当については、労働政策審議会において労使双方から意見があり、引き続き検討すべきとされたため、今後これに沿って検討してまいります。

早期再就職の促進については、就職時期が早いほど再就職時の賃金が高くなる傾向が見られ、低所得、不安定な仕事への就職というような傾向は確認できません。

ハローワークにおける担当制によるきめ細かな職業相談などを通じて、求職者が望む仕事にできるだけ早くついていたできるよう取り組んでまいります。

六十五歳以上の方への雇用保険の給付について

のお尋ねがございました。

六十五歳以降に離職をされた場合には、他の年齢層と比べて求職活動が多様であることから、一時金として高年齢求職者給付金を支給することとしており、その水準は、基本手当と異なり年金との併給がされること、受給のために必要な被保険者期間が他の年齢層より短いこと、一時金として一度に全額支給され、定期的な失業認定が不要であること等を踏まえて、最大五十日分の給付としています。

このように、基本手当と異なる給付であります。高年齢者の実態に応じた給付内容となつていると考えております。

失業等給付に対する国庫負担についてのお尋ねがございました。

雇用保険の国庫負担は、失業が政府の経済政策、雇用政策と関係が深く、政府もその責任の一端を担うべきとの考え方によるものでございます。

国庫負担の当面のあり方については、昨年末に経済財政諮問会議において取りまとめられた経済・財政再生計画の改革工程表において、積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第十五条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、二〇一八年度末までに関係審議会等において検討し、結論を得て、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、その方針にのっとり検討してまいります。

シルバー人材センターの要件緩和の必要性等についてのお尋ねがございました。

今般の改正は、少子高齢化が進む中で、高齢者がその能力や希望に応じて働き続けることができるよう、シルバー人材センターの就業時間の規制を緩和し、会員である高齢者に多様な就業機会を提供することを可能とするものでございます。

要件緩和に当たっては、地域の事業者の利益や働く方の就業機会等に悪影響がないよう、省令で定める基準に基づき、都道府県において総合的に判断していただくこととしております。その判断を行う際の具体的な指標としては、地域の高齢化の状況や緩和しようとする業種の求人充足率などを想定しております。

シルバー人材センターで働く方の実態等についてのお尋ねがございました。

シルバー人材センターにおいて請負で働く高齢者が受け取る配分金については、最低賃金を下回ることはないよう指導を行うとともに、就業中の傷害等の補償を行う傷害保険等に加入していただいております。不適切な事例には個別で対応しております。

また、今回の要件緩和は、労働基準法等の適用がある派遣と職業紹介に限り行うものです。

さらに、シルバー人材センターが取り扱う派遣と請負の区分に関する基準など、適正就業のためのガイドラインを作成、周知することとしており、緩和後の実施状況については、都道府県と連携のもと把握し、働く方の保護を損なうことのない適正な就業環境を確保してまいります。

介護休業の期間と取得単位についてのお尋ねがございました。

介護休業は、労働者みずからが介護に専念するために利用することを想定しているものではなく、介護を要する家族を支える体制を構築するために一定期間利用することを想定した制度でございます。

また、介護を経験した労働者が一週間以上連続して休んだ日数は、二週間以内が七五％、回数は、三回までが約九〇％を占めております。

このため、今回の改正案では、休業期間の延長、取得回数に制限を設けること、一日単位や時間単位での取得も認めることとした対応ではなく、事業主の雇用管理の負担も考慮し、最低基準として三回まで分割取得できるようにしました。

介護離職ゼロの実現に向けては、在宅・施設サービスの整備量の上積みを行うとともに、介護休業の分割取得に加え、介護終了までの残業免除などを講ずることとしており、仕事と介護の両立が進むよう取り組んでまいります。

子の看護休暇についてお尋ねがございました。子の看護休暇の取得日数については、休暇を取得した際の業務分担の変更等に関する事業主の負担も踏まえ、年五日としているものでございます。

また、時間単位での取得については、労働政策審議会の議論も踏まえ、これを認めた場合の事業主の負担に鑑み、今回は半日単位での取得を認めることとしたものでございます。

休暇の日数や取得できる単位は、いずれも法律上の最低基準であることから、企業においてこれを上回る取り組みが行われるよう働きかけてまいります。

ります。

有期契約労働者の育児休業取得についてのお尋ねがございました。

今回の法案では、有期契約労働者の育児休業取得要件を緩和することとしております。

これにより育児休業が取得できるようになる有期契約労働者の数について、詳細な推計は困難ですが、あらあら試算をすると、将来的には、育児休業等を理由とする上司、同僚などによる不利益取り扱いの防止措置義務の新設などの効果もあり、約六万人増となることを見込んでおります。

有期契約労働者の育児休業の取得促進に取り組んでまいります。

以上でございます。（拍手）

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 堀内議員から、介護労働者の処遇改善に今回の法律案が果たす役割についてお尋ねがありました。

毎年十万人もが家族の介護のために離職する現状は、社会の損失であります。収入をなくし、社会的な生活からも閉ざされる中で、深刻な事件が後を絶ちません。

求められるのは、受け皿と担い手をふやすこと、軽度者外しなどをやめ、公的介護保険を再構築することです。

公益財団法人介護労働安定センターの平成二十六年調査によれば、介護の仕事を選んだ理由のトップは、働きがいのある仕事だと思つたから、これが五二・六％でもあるのに、一六％以上の離職率、慢性的な人手不足に陥っています。

人の生き死にかかわる尊厳ある仕事なのに、一人夜勤や分刻みの介護に追われ、その上、他の業種と比べて月額十万円程度も低い賃金水準にとどまっています。介護・障害福祉従事者の処遇改善は喫緊の課題であります。

介護サービスも障害福祉サービスも公定価格であり、本来は、報酬改定において抜本的な処遇改善を行うべきです。しかしながら、昨年の介護報酬改定において二・二七％もの引き下げがされ、事業者には深刻な影響が出ています。

今回の法律案は、このような状況の中で、介護・障害福祉従事者の処遇を改善するための緊急的な対策として御提案しているものであり、これにより、介護・障害福祉のすぐれた人材を確保し、介護サービス、障害福祉サービスの基盤を立て直す、そのために必要な一歩であると考えております。（拍手）

○議長（大島理森君） 浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君 おおさか維新の会の浦野靖人です。

我が党を代表して、雇用保険法等の一部を改正する法律案につき質問をさせていただきます。（拍手）

今回の法案では、育児休業と介護休業、男女雇用機会均等、高齢者雇用、雇用保険料といった多くの論点が法律案に盛り込まれています。本日は、国際女性デーでもあります。女性、そして高齢者が、性別や年齢によって不合理な扱い

を受けることなく、自分たちの希望する働き方ができるようにするべきであると考えております。これは、少子高齢化と人口減少という現実に対応するためだけではなく、誰もが就労の機会を平等に与えられる公正な社会の実現のためにも必要なことであります。また、我が党は、労働行政においても行政改革を徹底すべきであると考えております。

以上のような観点から、まず、仕事と育児の両立支援制度の見直し、及び、仕事と介護の両立支援制度の見直しについてお伺いいたします。

男女雇用機会均等法の施行から三十年近くがたち、女性の働く環境についてさまざまな制度が用意されてきました。今回、マタニティハラスメントを防止する措置が追加されること自体は歓迎いたします。また、介護について、介護休業の分割取得や介護休業の取得を半日単位で認めるなど、制度の面では、ある程度きめ細やかな内容となつていると考えます。

問題は、せっかくつくられた制度が実際に職場で使われるかどうかであります。有休も産休も育休も介護休暇も、制度としては立派なものですが、長時間労働が当たり前の職場ではなかなか利用されません。我が国の働き方そのものを変えていかなければ、マタハラも介護離職も、根絶は難しいでしょう。

育児や介護を仕事と両立させるためには、我が国でいまだに続いている生産性の低い長時間労働を是正することが特に必要なのではないでしょうか。厚生労働大臣の御認識をお伺いいたします。

あわせまして、今回の改正案は長時間労働の是正に役立つのか、あるいは、労働法制全体の中で、その他の制度改正によって対処すべき問題なのか、厚生労働大臣の御認識をお伺いいたします。

次に、六十五歳以上の人を雇用保険の適用対象とする改正についてです。

国民の健康寿命が、男性で七十一歳、女性で七十四歳を超えている現在、六十五歳以上の人々の雇用環境も大きく変わっています。この年代での雇用者数、完全失業者数、新規求職者数、就職件数とも、この二十一年間でそれぞれ数倍にふえています。少子高齢化社会で、働きたい高齢者について、通常の労働者と同様のセーフティネットを準備していくのは当然のことです。

ここで伺いするのは、政府が高齢者の労働と公的年金との関係をどう考えているのかであります。

年金受給者が働き続けると、在職老齢年金制度によって、年金の一部または全部が停止される可能性があります。これにより、高齢者の就労のインセンティブが妨げられないような制度設計が必要と考えますが、厚生労働大臣の認識をお伺いいたします。

また、年金受給年齢の引き上げの問題と今回の改正との関係について、政府はどのように整理されているのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

あわせまして、今回の改正で高齢者が就労することで、年金財政にどのような影響が及ぶと考え

ているのか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

最後に、雇用保険料率の改正についてお伺いいたします。

今回、失業給付に係る雇用保険料率について、現行の一・〇％から〇・八％に引き下げる改正が行われます。労働保険特別会計の雇用勘定での積立金残高が、六兆円を超えて過去最高になったためとのことです。

財政の無駄は徹底して削減していくべきですし、国民負担を軽減する方法として、雇用保険料率引き下げは妥当なものとして、率直に評価いたします。

ただ、この勘定での積立金は、リーマン・ショックの起きた平成二十年度以降も一貫して五兆円を超えていたのですから、むしろ遅きに失したくらいであり、労働保険特別会計のさらなる効率化を考えるべきです。

そこで、お伺いいたしますが、失業等給付費への国庫負担、つまり、一般会計から労保特会の雇用勘定への繰り入れを減らすことも検討すべきではないでしょうか。

昨年、財務省の財政制度等審議会は、一般会計は極めて厳しい財政状況にあるため、雇用勘定への国庫負担を一旦停止すべきだと、二度にわたって提言をしました。

かつて言われたとおり、一般会計という母屋でおかゆをすすり、特別会計という離れで焼きを食べているという例え話そのものの状態が続いていると考えますが、厚生労働大臣の御認識をお

伺いいたします。

我が党が結党時に掲げた基本方針に、国民全体に開かれた社会を実現し、教育と就労の機会の平等を保障するとの項目があります。

性別や年齢によらず、あらゆる国民が生き生きと働けるように、我が国の働き方そのものを変え、国民が自由で多様なライフスタイルを選べるような、労働制度全体の改革を目指してまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 浦野靖人議員にお答えを申し上げます。

まず、仕事と育児、介護の両立に向けた長時間労働の是正についてのお尋ねがございました。

仕事と育児や介護の両立を図るためには、長時間労働の是正は重要な課題だと考えております。このため、長時間残業に関する監督指導の徹底、労働基準法の改正による、企業に対する休暇指定の義務づけや、中小企業における時間外労働への割り増し賃金率の引き上げなどに取り組んでまいります。

また、今回の法案では、介護のための所定外労働の免除制度の創設など、育児、介護を行う労働者が、長時間労働をすることなく、仕事と育児、介護を両立できる制度の充実を図ることとしております。

このように、長時間労働の是正を図ることを通じて、育児、介護を行いながら働き続けられる職場環境の整備に取り組んでまいります。

高齢者の就労と公的年金との関係についてお尋

ねがございました。

今後、本格的な高齢社会を迎えるに当たって、社会や経済の活力を維持し、また、年金制度の持続可能性を高める上で、元気で意欲のある高齢者が働き続けられる社会の構築が重要でございます。

年金については、社会保障制度改革プログラム法において、高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方を検討することとされております。

今回の雇用保険法の改正は、年金受給開始年齢の見直しを念頭に置いたものではなく、意欲と能力に応じて高齢者が働き続けることを促進するものであり、年金制度の考え方にも整合的です。

いずれにせよ、このプログラム法に示された課題については、在職老齢年金制度や年金受給開始年齢のあり方を含め、引き続き検討してまいります。

なお、この場合において、保険料の上限を固定した現行制度のもとでは、何歳から受給する仕組みにしても、長期的な給付総額は基本的に変わらないことから、受給開始年齢の問題については、年金財政の観点というより、一人一人の人生における就労期間と引退期間のバランスなどの観点から検討すべきものであるとの社会保障制度改革国民会議での議論等も踏まえて検討していく必要があると考えています。

また、平成二十六年の年金の財政検証においては、日本経済が再生し、高齢者や女性の労働参加が進めば、現行の年金制度のもと、将来的に所得代替率五〇％を確保できることが確認されてお

り、今回の雇用保険法の改正はこれに資するものであると考えております。

失業等給付費への国庫負担についてのお尋ねがございました。

雇用保険の国庫負担は、失業が政府の経済政策、雇用政策と関係が深く、政府もその責任の一端を担うべきとの考え方によるものでございます。

現在の国庫負担の割合は、平成十九年の雇用保険法改正により、本来の割合である原則二五％から、暫定的に、その五五％である一三・七五％に引き下げられております。

国庫負担の当面のあり方については、昨年末に経済財政諮問会議において取りまとめられた経済・財政再生計画の改革工程表において、積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第十五条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、二〇一八年度末までに関係審議会等において検討し、結論を得て、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、この方針のつとめて検討してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十七分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国 務 大 臣 加藤 勝信君

出席副大臣

厚生労働副大臣 とかしきなおみ君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
平成二十七年第三・四半期における予算使用の状況

平成二十七年第三・四半期における国庫の状況

(議席変更)

一、去る一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

四五四 鈴木 貴子君
四六〇 武藤 貴也君
四六八 長崎幸太郎君
四七六 小泉 龍司君

(理事補欠選任)

一、去る四日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 木原 稔君(理事丹羽秀樹君去る平成二十七年十二月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 太田 和美君(理事初鹿明博君去る一月四日委員辞任につきその補欠)

理事 石田 真敏君(理事石原宏高君去る四日理事辞任につきその補欠)

理事 山本ともひろ君(理事宮川典子君去る四日理事辞任につきその補欠)

理事 長島 昭久君(理事郡和子君去る四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

井林 辰憲君 宮川 典子君
金子めぐみ君 赤枝 恒雄君
長坂 康正君 福山 守君
橋本 岳君 宮崎 政久君
武正 公一君 大島 敦君
赤枝 恒雄君 安藤 裕君
福山 守君 長坂 康正君
宮崎 政久君 橋本 岳君
安藤 裕君 金子めぐみ君
宮川 典子君 井林 辰憲君
大島 敦君 武正 公一君

財務金融委員

辞任

補欠

大野敬太郎君 青山 周平君
田野瀬太道君 瀬戸 隆一君
青山 周平君 大野敬太郎君
瀬戸 隆一君 田野瀬太道君

農林水産委員
辞任 鈴木 貴子君 補欠 田島 一成君

予算委員

辞任

補欠

岩屋 毅君 中村 裕之君
小田原 潔君 池田 佳隆君
西村智奈美君 小山 展弘君
松野 頼久君 井坂 信彦君
浮島 智子君 中野 洋昌君
赤嶺 政賢君 藤野 保史君
足立 康史君 下地 幹郎君
井坂 信彦君 篠原 豪君
池田 佳隆君 小田原 潔君
中村 裕之君 岩屋 毅君
小山 展弘君 西村智奈美君
下地 幹郎君 足立 康史君
篠原 豪君 松野 頼久君
中野 洋昌君 浮島 智子君
藤野 保史君 赤嶺 政賢君

議院運営委員

辞任

補欠

根本 幸典君 八木 哲也君
渡辺 孝一君 前田 一男君
前田 一男君 渡辺 孝一君
八木 哲也君 根本 幸典君

文部科学委員

辞任

補欠

郡 和子君 逢坂 誠二君
逢坂 誠二君 郡 和子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

鈴木 貴子君 近藤 昭一君

(議案提出)

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十八年年度一般会計予算

平成二十八年年度特別会計予算

平成二十八年年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する等の法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)

(調査要求承認)

一、文部科学委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項

事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年三月四日

文部科学委員長 谷川 弥一

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩で実施されていた米軍実弾砲撃演習の県外移転に伴い明らかとなった二重基準や騒音の放置等の諸問題に関する質問主意書(仲里利信君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国が保有するプルトニウムに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

核燃料サイクルとMOX燃料に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

「手話言語法」制定に関する質問主意書(中根康浩君提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊員への「遺書」作成要求に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

消費税十%引き上げの再延期の条件に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

原子力緊急事態宣言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるPPP協定発言に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

ばちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめりこみ・ギャングブル依存症問題の關係に関する質問主意書(高井崇志君提出)

沖繩担当特命全權大使の功績と評価に関する質問主意書(仲里利信君提出)

内閣総理大臣補佐官の海外出張に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ウィッツ青山学園高等学校に関する質問主意書
(大西健介君提出)

第九十回国会における馳文部科学大臣の所信に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

TA VI 治療の保険適用拡大に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

諫早湾干拓調整池の水質改善及び有明海の漁業環境の再生に関する質問主意書(大串博志君提出)

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問主意書(仲里利信君提出)

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出演習場周辺住宅防音事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるT P P協定発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金の交付に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛君提出利用者選択のための貸切バス事業に係る情報提供に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新国立競技場の耐震強度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する再質問に対する答弁書

平成二十八年二月十九日提出
質問 第一三八号

演習場周辺住宅防音事業に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

演習場周辺住宅防音事業に関する質問主意書

沖縄県名護市は、広大な在沖米軍施設を抱えている。それ故、名護市当局は、当該米軍施設から派生する様々な住環境等に対する被害を極力除去または低減、防止するべく真摯な態度で基地行政に取り組んでいる。

かかる名護市当局が、自衛隊及び米軍が使用する演習場周辺地域を対象とする演習場周辺(砲撃音)住宅防音工事に係る費用補助制度について、沖縄が他府県と比べて差別的な取り扱いを受けている実態を暴いた。その内容たるや驚愕の一言に尽きる。

政府は、常々「沖縄県民の基地負担軽減」を言い募りながら、それに逆行する基地犠牲の強要を演習場周辺住民に対して平然とおこなっている。断じて許されるものではなく、即刻是正すべきだ。以下、質問する。

一 政府は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に

関する法律(昭和四十九年六月二十七日法律第百一号)(以下、「環境整備法」という)及び「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱」(防衛省訓令第百九号)(以下、「交付要綱」という)等に基づき、沖縄県以外に所在する十の演習場周辺住民らに対し、演習場周辺(砲撃音)住宅防音工事に對する補助金を交付しているようだ。

① 右十の演習場が「交付要綱」第一条に記載された日付及び根拠について、演習場毎に明らかにされたい。

② 「交付要綱」に基づき、これまでに演習場周辺(砲撃音)住宅防音工事が実施された戸数及び交付された補助金の総額について、右十の演習場毎に明らかにした上で、かかる費用補助事業の適正性に対する政府の見解を示されたい。

二 いかなる基準や条件を満たせば、「交付要綱」第一条に演習場名が記載されるのか。使用される装備(火銃器等)の種類が、あるいは砲撃音騒音の「うるささ」を表す単位L c d e n (C特性時間帯補正等価音圧レベル)が一定の値を超越した場合か。それともその両方か。「交付要綱」第一条に演習場名を記載するにあたって、防衛省が用いている基準や条件(以下、「基準」という)について具体的に明らかにされたい。

三 「環境整備法」第二条及び「交付要綱」第一条という「自衛隊等」には、いわゆる在日米軍も含まれる。然らば、在日米軍専用施設周辺地域であつても「基準」を満たせば、演習場周辺(砲撃音)住宅防音工事の対象区域として指定される

ことは否定されないと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 名護市長の照会に対し、沖縄防衛局長が平成二十八年二月十日付で回答した文書「米軍等の演習により生ずる音響に起因する障害の防止・軽減策について」は、「平成八年十二月のS A C O最終報告に基づき、当時沖縄県道一〇四号線越えで実施していた一五五ミリ榴弾砲による実弾射撃訓練については、平成九年度から、本土の矢野別演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場及び日出生台演習場の五演習場に移転して実施している」と説明している。その上で、「キャンプ・シュワブ演習場を含め、(「交付要綱」第一条に記載のない)日本国内の演習場については、移転先の五演習場と比べ使用している装備や訓練の状況等から、同等の騒音状況が生じていると想定されなかつたことから、騒音調査を行わなかつたところだ」と答えている。

① 右「騒音調査」とは、いかなる調査のことか。測定方法や用いる単位について具体的に説明されたい。

② 右「使用している装備や訓練の状況等」とは、具体的に何を指すのか。「使用している装備」「訓練の状況」の別に説明されたい。

③ かかる「使用している装備」や「訓練の状況」は、キャンプ・シュワブ演習場を含む沖縄県内の演習場が「交付要綱」第一条に記載されるべきか否かを判断するための「基準」の一つとなるのか、併せて明らかにされたい。

五 沖縄防衛局は、名護市長の求めに応じて右「騒音度調査」を実施すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一三八号

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出演習場周辺住宅防音事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出演習場周辺住宅防音事業に関する質問に対する答弁書

一の①について

平成八年十二月二日に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ、沖縄県において実施されていた実弾射撃訓練を矢白別演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場及び日出生台演習場（以下「SACO五演習場」という。）に移転して実施することとした。その上で、当該訓練の移転を円滑に実施するために、平成九年七月十一日、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成十九年防衛省訓令第百九号。平成十九年八月三十一日以前は演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成九年防衛施設庁訓令第十三号）。以下「交付要綱」という。）を定め、交付要綱第一条及び第二条において、SACO五演習場の周辺の別

に指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅（以下単に「周辺の住宅」という。）について住宅防音工事（以下単に「工事」という。）を行う当該住宅の所有者等に対して予算の範囲内で補助金を交付する旨を規定した。

また、SACO五演習場以外の六か所の演習場について、使用している装備や訓練の状況等から周辺における騒音の影響がSACO五演習場と同等と考えられたことから、これらの演習場で騒音調査を実施した結果、上富良野演習場、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。以下同じ。）、然別演習場、岩手山中演習場及び饗庭野演習場（以下「上富良野演習場等」という。）については、SACO五演習場と同等の騒音状況が認められたことから、平成二十四年四月二十七日、交付要綱第一条を改正し、周辺の住宅について工事を行う当該住宅の所有者等に対して補助金が交付される演習場として、上富良野演習場等を追加した。

一の②について

平成二十六年度までに工事が完了して交付要綱に基づき補助金が交付された世帯数及び交付された補助金額の総額は、上富良野演習場については三世帯及び二千六百九十七万四千七百七十円、北海道大演習場については二百四十四世帯及び十八億九千九百七十七万四千四百円、矢白別演習場については四百二十九世帯及び四十一億三千二百二十九万五千四百八十六円、岩手山中演習場については二十六世帯及び一億六千二百二十二万七千三百九十円、王城寺原演習場について

は八百九世帯及び六十九億三千二百七十七万九千五百円、北富士演習場については二千五百十世帯及び二百十七億九千二百六十五万八千八百五十九円、東富士演習場については七千七百九十世帯及び六百十三億九千四百四十万二千九百十四円、饗庭野演習場については百二十四世帯及び八億九百七十六万八千八百九十円、日出生台演習場については八百六十二世帯及び八十二億七千九百十八万二千二百五十円であり、然別演習場については、これまで工事が実施されておらず、補助金の交付はしていない。

交付要綱の規定による補助金の交付については、関係法令に基づき、予算の範囲内で適切に実施していると考えている。

二及び三について

防衛省は、自衛隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が使用する施設（自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条第一項の施設及び区域をいう。以下「自衛隊等の施設」という。）について、その周辺にL C d e n値（自衛隊等による砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響の影響度について、「演習場周辺住宅

防音事業補助金交付要綱第一条及び演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令第一条に規定する別に指定する区域の指定について（平成二十二年三月二十五日付け防地防第三四八三号防衛事務次官通達）及び「演習場周辺における住宅防音区域及び移転補償区域の指定に関する細部要領について」（平成二十二年三月二十五日付け防地防第三四八四号防衛省地方協力局長通知。以下「細部要領」という。）に規定する算定式等に基づき、当該音響の強度並びに発生回数及び時刻等を考慮して算定した値をいう。以下同じ。）が八十一以上の区域が存在するかについての調査をした結果、当該区域内に住宅が所在することが判明した場合には、交付要綱第一条を改正して、周辺の住宅について工事を行う当該住宅の所有者等に対して補助金が交付される自衛隊等の施設として、当該施設を追加することとしている。

四の①について

御指摘の「騒音度調査」とは、二及び三についてでお答えした調査である。具体的には、細部要領に基づき、自衛隊等の施設の周辺において、騒音の最大音圧レベルの測定や騒音の発生時刻等を記録するなどの現地調査を行い、これらの測定データ等から一日の間に発生する砲種別、弾種別、発射位置別及び着弾位置別の騒音値を算出するなどして、L C d e n値が八十一以上の区域が存在するかを調べるものである。

四の②について

お尋ねの「使用している装備や訓練の状況等」

については、「使用している装備」とは砲撃等のことであり、「訓練の状況等」とは砲撃回数等や騒音の発生源と周辺地域との距離等である。

四の③について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省は、自衛隊等の施設について、使用している装備や訓練の状況等を総合的に考慮した上で、当該施設の周辺においてL C d e n値が八十一以上の区域が存在する可能性の有無について検討し、その可能性があると認められる場合には、四の①について述べた騒音調査を実施することとしている。その上で、当該調査の結果、当該区域に住宅が存在することが判明した場合には、交付要綱第一条を改正して、周辺の住宅について工事を行う当該住宅の所有者等に対して補助金が交付される自衛隊等の施設として、当該施設を追加することとしている。

五について
御指摘の「名護市長の求め」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「騒音調査」については、四の③について述べたとおり、自衛隊等の施設の周辺においてL C d e n値が八十一以上の区域が存在する可能性の有無について検討し、その可能性があると認められる場合に実施することとしているところ、S A C O五演習場及び上富良野演習場等以外の自衛隊等の施設について、その可能性があると認められないことから、御指摘の「騒音調査」を実施することは現時点において考えていないが、今後の騒音状況に応じて適切に対応してまいりたい。

平成二十八年二月十九日提出
質問 第一三九号

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるT P P協定発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるT P P協定発言に関する質問主意書

平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会における所信表明で、高市総務大臣は「T P P協定の早期発効を目指すとともに、同協定を経済再生・地方創生にも結びつけるべく、できることはすべて行う」と表明した。

この発言に関して、以下質問する。

一 T P P協定のどの条項が、経済再生・地方創生に結びつくのか、具体的に示されたい。
二 T P P協定が、どのように地方創生に結びつくと考えているのか、政府の見解を示されたい。

三 過去、T P P協定のような他国間との協定が、地方創生や地域の活性化に結びついた例としてどのようなものがあるのか、具体的事例を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一三九号

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるT P P協定発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十八年二月十八日の衆議院総務委員会で行われた高市総務大臣の所信におけるT P P協定発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

環太平洋パートナーシップ協定は、物品市場アクセスだけでなく、サービス、投資、政府調達などの市場アクセス、知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野における新しいルールを構築するものであり、これにより、アジア太平洋地域の活力を取り込むことで、我が国の力強い経済成長を実現することが期待される。また、これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の堅・中小企業にとつて、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらすものである。政府としては、「総合的なT P P関連政策大綱」(平成二十七年十一月二十五日T P P総合対策本部決定)に基づき、果敢に挑戦する事業者等を後押しする施策を総合的に実施し、我が国の経済再生・地方創生に結びつけていく考えである。

三について

お尋ねの「T P P協定のような他国間との協

定」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、一般に、経済連携協定は、締約国間の貿易及び投資の促進に寄与するものであり、これらを通じて地方創生や地域の活性化に結びつき得るものと考えている。

平成二十八年二月十九日提出
質問 第一四〇号

久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金の交付に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金の交付に関する質問主意書

政府は、名護市辺野古への新基地建設を進める方策として、キャンプ・シュワブに隣接する周辺地域の中から名護市辺野古、豊原及び久志の久辺三区だけに限定して、直接補助金を交付する制度を新たに創設した。

中谷元防衛大臣が行った「久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金」の説明によれば、まず、補助の仕組みとしては、①日米交流に関する事業、②住民の生活の安全に関する事業、③生活環境の整備に関する事業の三事業であるとのことである。

次に、補助金の目的としては、「米軍再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に特に配慮を要すると認められる防衛施設の周辺の地域」について「地元住民の要望を踏まえた、よりきめ細やかな対応が必要」との認識に基づいた措置であるとのことである。

次に、補助金額としては、平成二十七年度に一
区当たり一、三千万円、三区合計で三、九千万円
交付し、平成二十八年度に補助金額を倍増する
ことである。

これに対して、同補助金には、「住民生活の安
定に及ぼす影響の増加」があるとみなされる「防衛
施設の周辺の地域」の認定や設定が偏っており政
府の恣意的な意向が透けて見えること、周辺住民
の要望の酌み取り方が極めて断片的であること、
基礎的自治体である名護市の頭越しに自治体では
ない「久辺三区」へ直接補助金の交付を行うこと
としており名護市をないがしろにする措置である
こと、補助率が百％という、いわば「ばらまき」の
状態であり他の補助金との均衡を明らかに逸して
いること、補助対象の要件を欠いていることが明
かであるにも関わらず久辺三区を補助対象とし
て強行していること、など数多くの問題点がある
ことが指摘されているところである。

さらに、補助内容が備蓄倉庫や無線放送設備の
整備など、おおよそ国が直接交付する意義や緊急
性に極めて乏しい内容であることからしても、同
補助金は正しく政府が名護市辺野古への新基地建
設に当たって「なりふり構わない姿勢を露骨に示
す」対応と言われても仕方のないものである。

そこでお尋ねする。

一 再編関連特別地域支援事業補助金は法律補助
ではなく予算補助であると承知しているが、な
ぜ、国会において多様な視点から制度の合理性
やあるべき姿等をチェックし、問題点を十分に

平成二十八年三月八日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

洗い出し検討した上で成案とすることができ
る法律補助にするのではなく、政府の判断のみで
構築し制定できる予算補助にしたのか。穿った
見方をすれば、今回の同補助金が「アメとムチ
の性格を帯びたもの」であるから、敢えて国会
での審議を避けたという考えもできるが政府の
認識はどうか。

二 政府は、防衛施設周辺対策事業補助金を実施
するため、今回の再編関連特別地域支援事業補
助金を制定したと承知しているが政府の認識は
どうか。また、防衛施設周辺対策事業補助金
は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等」に関す
る法律」に基づく法律補助と承知しているがど
うか。

三 質問二に関連して、防衛施設周辺対策事業補
助金が法律補助であるならば、法律補助の目的
を達成するためには法律を改正し、若しくは新
たに法律を制定して法律補助とすべきではない
か。法律補助を運用の見直しにより予算補助に
することは、余りにも政府の恣意的な思惑で
もつて全ての補助事業を行おうとする意図が透
けて見えるものではないか。

四 名護市の辺野古、豊原及び久志の久辺三区
は、地方自治法第二百六十条の二で定める「地
縁による団体」か。

五 質問四に関連して、久辺三区が「地縁による
団体」であるならば、政府は久辺三区を補助金
適正化法第三十二条で定める「法人格のない社
団等」と位置付けているのか。

六 質問四及び五に関連して、久辺三区のような

「地縁による団体」に対して、国が直接補助金を
交付した事例があるか。

七 「法人格のない地縁団体にすぎない久辺三区」
に公金である補助金を交付するならば、誰が公
金の使途や管理を行うのか。また誰がそれを
チェックして、執行が適正であったと責任を
持つて認めるのか。さらに誰が政府に報告する
のか。

八 そもそも公金を扱うことができるのは選挙で
選ばれた政治家が最終的な責任を負う団体でな
ければならないのではないか。法律に基づかず
に、「法人格のない地縁団体にすぎない久辺三
区」に公金である補助金を交付することは適正
ではないのではないか。

九 同補助金の概要では、補助対象として、「駐
留軍等の再編により、航空機が四十機、かつ、
部隊人員が一千人を超えて増加する再編関連特
定防衛施設が所在する」ことを条件とすること
になっている。しかし、新基地が建設されてい
ないのにも関わらず、あたかも基地が建設され
ているが如く補助の前提としていることや、過
重な基地負担の緩和の度合いをどのようにして
はかるのか明らかにされていないこと、配慮の
必要性をどう判断するのかも明らかにされてい
ないこと、などを鑑みると、極めて不可解な補
助金と言わざるを得ないが政府の認識はどう
か。

十 質問九に関連して、補助対象として、「当該
団体が、駐留軍等の再編が実施されることを前
提とした地域づくりを要望している」ことを条

件としている。しかし、辺野古区と久志区は
「賛同していない」ことや、辺野古区は同補助金
を「迷惑への補償金」と位置付けていることが明
らかとなっている。このことからすれば少なく
とも久辺三区のうち辺野古区と久志区の二区は
今回の補助対象となり得ないのではないか。

十一 質問九及び十に関連して、基地から派生す
る様々な被害や影響を被っているのは何も久辺
三区だけではなく、沖縄県内ではほとんどの地
域で見られることである。なぜ、同補助金の対
象地域を久辺三区のみに限定して特典を与える
ことにしたのか、その理由を明らかにされた
い。

十二 質問十一に関連して、基地から派生する
様々な被害や影響を被っている沖縄県内の全て
の地域を同補助金の対象地域としない理由は何
か。

十三 同補助金の補助率を百％とする理由は何
か。また、このようなことは、これまで我が国
で実施してきた様々な補助事業との均衡を欠く
措置であり、平等原則に反した措置であると思
われるが政府の認識はどうか。

十四 政府が基礎自治体である名護市の頭越しに
久辺三区に直接補助金を交付することは、名護
市をないがしろにする行為である。また、政府
自らこれまで培ってきた地方自治や財政支出の
基本的なルールを崩壊させる無謀な行為である
と言わざるを得ず、極めて遺憾である。よつ
て、政府は直ちに同補助金を廃止すべきではな
いか。

平成二十八年三月八日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

一八

十五 憲法第十四条の「法の下平等」の原理からすれば、「特段の合理的理由がないにも関わらず、不当に特定人の行う事業に対してのみ補助金等を交付し、または補助率を高くすること」は許されないことである。翻つて今回の補助金を見ると、同補助金は正しく憲法違反であると言わざるを得ないが政府の認識はどうか。右質問する。

内閣衆質一九〇第一四〇号
平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金の交付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出久辺三区への再編関連特別地域支援事業補助金の交付に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「政府の判断のみで構築し制定できる予算補助」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、法律によらない予算措置による補助金の交付は認められていることから、平成二十七年当初予算において、再編関連措置の円滑化を図るための事業として計上し、国会における審議を受け議決を経て、同予算は成立したところであり、防衛省としては、当該事業を執行するため、平

成二十七年十一月二十七日、再編関連特別地域支援事業補助金交付要綱(平成二十七年防衛省訓令第五十号。以下「補助金交付要綱」という。)を制定したものである。

二及び三について

一について述べたとおり、一般論として申し上げれば、法律によらない予算措置による補助金の交付は認められている。再編関連特別地域支援事業補助金(以下「本件補助金」という。)は、政府が普天間飛行場代替施設建設事業を進めていく上で、直接最も大きな影響を受けることとなる地域に対し、生活環境の保全や生活の向上を図るため、よりきめ細やかな施策が必要であることから設けられたものである。したがって、本件補助金は、自衛隊等の行為又は防衛施設を設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)に基づく法律補助ではない。

四から六までについて

名護市辺野古区、豊原区及び久志区(以下「久辺三区」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第二項に規定する地縁による団体(以下「地縁による団体」という。)に該当し、また、名護市久志区は同条

第七項に規定する認可地縁団体に該当する。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金適正化法」という。)第三十二条第一項に規定する法人は、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含むこととされており、久辺三区は当該法人に該当する。さらに、地縁による団体に対して、国が直接補助金を交付した事例はある。

七について

久辺三区に対する本件補助金については、防衛大臣が、補助金適正化法等の関係法令に基づき、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等の調査を行い、その交付を決定しているところである。また、補助事業者等である久辺三区は、補助金適正化法第十一条等の規定に基づき、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないこと等とされている。したがって、当該補助事業等の実施に関する責任については、久辺三区が負うこととなる。

八について

お尋ねの「選挙で選ばれた政治家が最終的な責任を負う団体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公金については、一般的に国又は地方公共団体に属する金銭の総称と解し

ている。公金の支出先となる補助事業者等である久辺三区に対して本件補助金を交付することは、四から六までについて及び七についてでお答えしたとおり適正であり、また、久辺三区においては、本件補助金について補助金適正化法等に基づいて補助事業を適正に実施しているところである。

九から十二までについて

本件補助金の補助の対象については、補助金交付要綱第五条第一号において、再編関連特別防衛施設に所在する駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数(四十機を超えて増加すること及び当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数が千人を超えて増加すること)のいずれにも該当し、又は該当すると見込まれることを要件とし、かつ、同条第二号において、関連地縁団体が再編関連特別地域支援事業を行う場合に、国が当該事業の支援を行うことが駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため特に必要と認められることを要件としており、明確に規定されている。その上で、久辺三区は、区域内に所在するキャンプ・シュワブが同条第一号の要件を満たし、また、普天間飛行場代替施設建設事業を進めていく上で、直接最も大きな影響を受けることとなる地域であることから、同条第二号の要件を満たしているため、久辺三区を補

助の対象としたところであるが、補助の対象となる要件を全て満たしているのは、沖縄県内において久辺三区のみである。

また、久辺三区からは、普天間飛行場代替施設建設事業に関し、様々な要望がなされたことを受けて、関係府省庁と久辺三区の代表者との間で久辺三区の振興に関する懇談会等において議論するなど、これまで意見交換を重ねてきたところである。このような経緯を踏まえ、久辺三区は、当該代替施設建設事業を前提とし、住民の不安の除去と生活の向上に取り組むよう要望しているものと承知している。

十三について
久辺三区は、政府が普天間飛行場代替施設建設事業を進めていく上で、直接最も大きな影響を受ける地域である。また、防衛省は、当該代替施設建設事業の事業者であり、久辺三区が受けている影響を生じさせている事業主体者であることから、かかる状況に鑑みれば、国による補助において、補助事業者等である久辺三区に負担割合を生じさせることは適切ではないことから、補助率については十分の十としたものである。

十四及び十五について
防衛省としては、普天間飛行場代替施設建設事業の影響を緩和し、住民の生活の安定を図るため、久辺三区の要望に対して、できる限りの配慮をすることは当然のことであり、合理的理由があるものと考えている。また、これまでも

防衛施設の影響を受ける防衛施設周辺の団体や個人に対して、補助を行ってきたところであり、本件補助金については、国が補助を行うもののあくまでも事業そのものは久辺三区が実施するものである。したがって、「政府自らこれまで培ってきた地方自治や財政支出の基本的なルールを崩壊させる無謀な行為」及び「憲法第十四条の「法の下の平等」の原理からすれば、「特段の合理的理由がないにも関わらず、不当に特定人の行う事業に対してのみ補助金等を交付し、または補助率を高くすることは許されないことである。翻って今回の補助金を見ると、同補助金は正しく憲法違反である」との御指摘は当たらない。

平成二十八年二月二十二日提出
質問 第一 四 一 号

利用者選択のための貸切バス事業に係る情報提供に関する質問主意書

提出者 階 猛

利用者選択のための貸切バス事業に係る情報提供に関する質問主意書

「貸切バスの需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」(平成十年六月二日運輸政策審議会自動車交通部会答申(以下、「答申」とする))において、「(貸切バスは)利用に当たって事前に事業者を選択することが可能であり、市場における事業者の競争を通じて、良質、

安価なサービスの提供を期待しうる事業分野であると考えられる」とし、市場における競争と選択によつて価格の下落と併せて安全面を含む質の向上への期待が示された。さらに答申では、市場競争による貸切バス事業の質の向上のためには、「利用者及び旅行業者には、自己の責任の下、貸切バスに関する様々な情報をもとに、運賃のみならず、より良いサービスを評価し、選択し、利用することが求められる」としている。

しかし、一般の利用者と貸切バス事業者や旅行業者の間には大きな情報の不均衡があることは明白であり、利用者自身の安全確保及び貸切バス事業の健全化に繋がるような利用者による選択を可能にするためには適切な情報提供の仕組みが必要である。この観点から、次の事項を質問する。

一 利用者が「より良いサービスを評価し、選択」(答申)するためには、どのような情報が必要であると考えているか。またそうした情報の提供が確実に行われるために現在取っているまたは取るべき検討されている措置をお示しいただきたい。

二 この度の軽井沢スキーバス転落事故では、利用者は旅行業者の販売するツアーを通して当該バス会社の利用に至った。利用者が安全・良質なバスを選択できるようにするという観点からみれば、旅行業者のツアー販売サイトでツアーを選ぶ際にも、ツアーで利用されるバスについて消費者が情報を入手できなければならないと言える。しかし現状では、転落事故に関わった

旅行業者を含む多くの旅行業者のツアー販売サイトにおいて、利用するバスや事業者についての情報(運転者の数、バス事業者の加入する任意保険・共済等)は十分に示されていない。

1 現在、貸切バスを利用したツアーの広告に際し、利用するバスやその事業者についての情報の表示を旅行業者に対して求めるガイドライン等は存在するか。存在する場合は、特に運行会社・実車距離・運転者の数・貸切バス事業者の加入する任意保険や共済の四点それぞれについての表示の要否について、お示しいただきたい。

2 貸切バスの安全に関する十分な情報が旅行業者のツアー販売サイトにおいて提供されるようにするために現在取られている措置及び今後取る予定の措置があればお示しいただきたい。現在取られている措置がある場合は、なぜ旅行業者や運転者の数を始めとする安全に関わる基本的な情報の揭示を行わない旅行業者が依然として多数存在するのかについて、考えられる理由をお示しいただきたい。無い場合は、そうした措置をとる必要性の認識があるかどうか及び現在対策が準備されていない理由をお示しいただきたい。

三 高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行以前には、「高速ツアーバス運行事業者リスト」が存在した。「高速ツアーバス運行事業者リスト」の様に、事業者に関する情報の提供を利用者に行うことを目的とした貸切バス事業者のリスト

は現存するか。無い場合、作成予定はあるのか。

四 平成二十七年における、「貸切バス事業者安全性評価認定制度(以下、「安全性評価認定制度」とする)の認定事業者(二十六年又は二十七年に認定)で関東に事業所を置く全二百十九事業者のうち、平成二十五年から二十七年の三年間に何らかの行政処分を受けた事業者は六十九事業者(三十一・五%)に上る。評価別では、三つ星事業者では四十一事業者中十四事業者(三十四・一%)、二つ星事業者では七十二事業者中十九事業者(二十六・四%)、一つ星事業者では百六事業者中三十六事業者(三十四%)となっている。

1 これら事業者にみられる行政処分に該当する違反事項は、安全性評価認定制度の申請条件や評価基準にみられる「安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反」(国土交通省「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の概要より)に該当するものはないのか。また、「安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反」を構成する違反とは何か。

2 国土交通省はホームページにおいて、安全性評価認定制度の目的として、「貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくすること」、「貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バ

スサービスの提供に寄与すること」の二点を挙げている。認定事業者の約三割が過去三年以内に行政処分を受けており、またその中には行政処分を繰り返し受ける業者が一定数存在する現状において、安全性評価認定制度は利用者の事業者選択に十分に寄与しているといえるか。また、「貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進」、とりわけ法令遵守の徹底に繋がっているといえるか。この二点について理由とともにお示しいただきたい。

五 国土交通省自動車局の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン(以下、「ガイドライン」とする)において、「輸送の安全性等を判断する上で参考となる情報」の一つに「国土交通省の行政処分情報」が挙げられている。しかし先述の通り、安全性評価認定制度で三つ星を獲得した事業者でも三割が何らかの行政処分を受けているのが現状であり、単に行政処分歴の有無だけでは安全性の判断に寄与しないのは明白であり、利用者が行政処分の情報を参考にするのであれば違反行為の重大さまで考慮しなければならない。翻って国土交通省の行政処分情報検索システムを見るに、そこでは行政処分事業者名・行政処分の内容・ごく簡単な違反行為の概要・違反点数等が列挙されるに留まり、一般の利用者がそこから違反行為の重大さ、ひいては事業者の安全性を判断するのは困難と言える。

一般の利用者が国土交通省公開の行政処分情報をどのように活用して「輸送の安全性を判断する上で参考(ガイドライン)となし得ると想定しているのか、見解を具体的にお示しいただきたい。また、行政処分情報について利用者の利便性を向上させる予定があれば併せてお示しいただきたい。

国土交通省のホームページにおいて、公益社団法人日本バス協会が貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を点数化して評価し、その安全性に対する取組が優良な貸切バス事業者であることを認定し、その結果を公表する貸切バス事業者安全性評価認定制度(以下「安全性評価認定制度」という)における認定の取得状況や、貸切バス事業者に対し国土交通省が過去三年間に行った行政処分の情報を公表しているところである。

内閣衆質一九〇第一四一号
平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員階級君提出利用者選択のための貸切バス事業に係る情報提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階級君提出利用者選択のための貸切バス事業に係る情報提供に関する質問に対する答弁書

一について

貸切バスの利用者(以下「利用者」という。)が、より良いサービスを評価し、選択するためには、貸切バス事業者(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第九条の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。)の安全性に係る情報(以下「安全情報」という。)等の提供が重要と考えている。

現在、貸切バス事業者の安全情報として、国

二について

旅行業者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する旅行業の登録を受けた者をいう。以下同じ。)が、同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、同法第十二条の七の規定に基づき、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容等を表示しなければならないとされているが、その具体的内容を示している「企画旅行に関する

る広告の表示基準等について(平成十七年二月二十八日付け国総旅振第三百八十七号国土交通省大臣官房総合観光政策審議官通達)においては、御指摘の「運行会社・実車距離・運転者の数・貸切バス事業者の加入する任意保険や共済の四点」を含め、貸切バス事業者に係る情報を表示することは求められていない。また、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会が平成十七年に作成した「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」においても、御指摘の「運行会社・実車距離・運転者の数・貸切バス事業者の加入する任意保険や共済の四点」を含め、貸切バス事業者に係る情報を表示することは求められていない。なお、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、旅行業者の広告における貸切バス事業者名及び当該貸切バス事業者に係る安全情報の明記について、検討しているところである。

三について

貸切バス事業者の安全情報を利用者に提供することを目的として、現在、国土交通省のホームページにおいて、安全性評価認定制度における認定を取得している貸切バス事業者のリストを公表しているところである。

四の1について

安全性評価認定制度における「安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反に係る事項は、道路運送法第四十条の規定に基づき、国土交通大臣が貸切バス事業者に対

して自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消す事由となり得る法令違反に係る事項と一致している。

四の2について

安全性評価認定制度は、行政処分の情報だけでなく、貸切バス車両へのデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の装置の設置状況等も評価するものであり、また、一定の法令違反等が認められた貸切バス事業者については認定種別の降格や認定の取消しが行われ得るものであることから、安全性評価認定制度における認定の取得状況を公表することは、一定程度、利用者に対する貸切バス事業者の安全情報の提供並びに貸切バス事業者における安全性確保に向けた意識の向上及び取組の促進に資するものであると考えている。

現在、国土交通省がホームページ等により公表している行政処分情報は、行政処分等の年月日、事業者の氏名又は名称、行政処分の内容、違反行為の概要、違反点数等であり、一定程度、利用者が貸切バス事業者を選択するに当たっての参考となつているものと考えている。本件事故を受け、現在、利用者に対して迅速に行政処分情報の提供を行う手法等の検討を進めているところであり、引き続き、利用者の行政処分情報の利用についての利便性の向上に努めてまいりたい。

平成二十八年二月二十二日提出
質問 第一四二号

新国立競技場の耐震強度に関する質問主意書

提出者 松原 仁

新国立競技場の耐震強度に関する質問主意書

この度の新国立競技場整備事業の優先交渉権者の決定を受けて、そのデザイン性、機能性、施工金額に注目が集まり、建築物としての新国立競技場の安全性を問う議論が薄く感じられる。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとなる新国立競技場は、全世界が注目する、我が国を代表する建築物となるもので、竣工後百年の安全性と耐久性を備えてこそ、国立と銘打つ競技場と言えるのではないかと考える。このような視点から以下を質問する。

一 昨年十二月に政府の関係閣僚会議にて決定された新国立競技場の設計・施工方案では、総工費は一四八億九千九百〇〇万円と承知しているが相違ないか。

二 その財源を問う。

三 工期は三十六ヶ月で、完成は二〇一九年十一月という理解でよろしいか。

四 中央防災会議が防災対策の主眼に置く首都直下型地震(マグニチュード七程度)は三十年以内(首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告、二十五年)。質問一で確認された総工費、三で予定とされている工期の前提で現在詳細設計中の新国立競技場は、建築基準法で定められる耐震基準(震度五強)は満たしているか、

それ以上の地震、マグニチュード七クラスの地震に耐えうるものとなるか。耐震強度について政府に方針を問う。

五 新国立競技場は、大規模震災の発生時、都民及び近隣の緊急避難場所指定されているが、現在施工中の新国立競技場は避難者の食糧、救援物資、自衛隊の復旧機材等の集積基地として十分機能し、二次災害に対しても万全の強度を持ち合わせ、公共避難場所として耐えうるものか。

六 新国立競技場が完成した時点で、同競技場周辺地域に、同競技場に代る、あるいはこれを補完する緊急避難場所はあるか。

七 総工費とは別に、将来的な追加費用、修理費や、大規模修繕についての計画とその他の費用概算、予算を問う。

八 その財源を問う。

九 新国立競技場建設にあたり国民、都民の税金が使われる以上、総工費、工期、耐震性の要件を満たす、最良の資材、工法等を選定する必要があると考える。そのためには、専門委員による第三者委員会等、公的かつ客観的な機関を設け、比較検討をすべきと思われるが、政府の見解は如何。

十 もし第三者委員会の審査をせずに着手し、震災時に避難場所としての機能を果たせない等の問題が発生した場合、それに対処する責任、また追加費用が発生する場合にはその費用増に関して責任を取る覚悟が現内閣にはあるか。右質問する。

平成二十八年三月八日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

二二

内閣衆質一九〇第一四二号

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出新国立競技場の耐震強度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出新国立競技場の耐震強度に関する質問に対する答弁書

一及び三について

新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）においては、お尋ねの「新国立競技場の設計・施工案を「決定」していないが、平成二十七年十二月二十二日の関係閣僚会議においては、事業主体である独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）による整備プロセスを点検している。お尋ねについては、センターとセンターにおいて優先交渉権者に選定した新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体（以下「共同企業体」という。）との間で平成二十八年一月十九日に締結された事業協定において、建設費は千四百八十九億九千九百九十三万二千円、設計・監理等費は三千九億八千五百八十四万八千円、完成期限は平成三十一年十一月三十日とされ、また、共同企業体の技術提案書において、工期は三十六か月とされていると承知している。

二について

新国立競技場の整備に係る財源は、平成二十

七年十二月二十二日の関係閣僚会議において決定された財源スキームに基づき、国の負担、スポーツ振興くじの特定金額及び東京都の負担により賄うこととしている。

四について

お尋ねの「耐震基準（震度五強）は満たしている」とも、それ以上の地震、マグニチュード七クラス以上の地震に耐えうるもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、新国立競技場の耐震安全性については、センターが作成した「新国立競技場整備事業 業務要求水準書」において、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命確保に加えて機能確保が図られるものとするとされている。これを受けて、共同企業体において新国立競技場の構造設計を進めるに当たっては、中央防災会議防災対策実行会議に設置された首都直下地震対策検討ワーキンググループが設定した都心南部直下型地震等の複数の地震を想定して構造計算を行い、必要な耐震安全性の確認を行うものと承知している。

五及び六について

お尋ねの「避難者の食糧、救援物資、自衛隊の復旧機材等の集積基地として十分機能し、二次災害に対しても万全の強度を持ち合わせ、公共避難場所として耐えうるもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、センターにおいては、平成二十七年八月二十八日の関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備計画」（以下「整備計画」という。）を踏

まえ、新国立競技場に、地震等の発災時に従業員、施設利用者及び外部から受け入れる帰宅困難者にとって必要となる飲食料等の備蓄のための防災備蓄倉庫を整備する予定であり、今後とも、関係地方公共団体と協議を行いながら、避難場所として必要な防災機能を整備することになると承知している。

また、お尋ねの「同競技場に代る、あるいはこれを補完する緊急避難場所」については、関係地方公共団体が指定するものであることから、政府としてお答えする立場にないが、新国立競技場の建設予定地を含む明治神宮外苑地区は、東京都が平成二十五年五月に改定した「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」において避難場所として指定されていると承知している。

七及び八について

お尋ねの「将来的な追加費用、修理費や、大規模修繕についての計画とその他の費用概算、予算」については、設計前の現段階において的確に見積り又は立案をすることは困難であるため、お答えは差し控えたいが、政府としては、それらの額が縮減されるよう努めてまいりたい。また、お尋ねの「財源」については、今後、センターが中心となつて検討することとなると考えている。

九について

お尋ねの「資材、工法等の具体的な内容及びお尋ねの「公的かつ客観的な機関を設け、比較検討すべき」の具体的に意味するところが必ず

しも明らかではないが、センターにおいては、新国立競技場整備事業に係る事業者の選定に当たつて、整備計画を踏まえ、工事費、工期、耐震性等の必要な性能を示して公募を行い、センターの下に設置した、学識経験者から構成される「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会」において、新国立競技場の整備に用いる資材や工法の基本的な考え方を含む技術提案に関して専門的かつ公正な調査審議を実施していると承知している。また、新国立競技場の整備に用いる具体的な資材や工法については、今後、共同企業体において決定することとなるものと承知している。

十について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えは差し控えたいが、センターにおいては、整備計画を踏まえつつ、関係地方公共団体との協議を行いながら、新国立競技場が避難場所として必要な防災機能を備えるよう整備を行うこととなると承知している。

平成二十八年二月二十二日提出
質問 第一四三 号

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する再質問主意書

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関しては、二月十日付け質問主意書第一二四号

で質問を行い、二月十九日付けで答弁を得たと
ろである。

その際行った質問では、配備予定地周辺の開
南、嵩田及び於茂登の三地区の住民が明確に反対
していることをどう考えているのか、政府が配備
理由として挙げた緊急時や脅威とはいかなるもの
か、どのような候補地の選定調査や地域説明会を
行ってきたのか、等について明らかにするよう求
めたところである。

しかし、政府は本職の質問のいずれに対しても
「お尋ねの趣旨が明確でないためお答えできない」
とか、「政府は関知していない」、「便宜供与した
事実はない」、「累次の機会を通じて情報提供し
た」という、木で鼻を括るような答弁に終始して
いる。

そこで再度お尋ねする。

一 平成二十七年十一月二十七日付け沖縄県石垣
市の地元紙の報道によると、同月の二十六日、
若宮健嗣防衛副大臣が中山義隆石垣市長を訪
れ、配備計画を説明した際に「緊急時の初動対
応」と説明したとのことである。また、平成二
十七年五月十二日付け沖縄県石垣市の地元紙の
報道によると、同月の十一日、佐藤章防衛副大
臣が中山義隆石垣市長を訪れ、配備のための調
査協力を依頼した際に尖閣諸島を巡る情勢の緊
迫化を背景の一つとして「南西諸島の安全保障
が厳しい」と説明したとのことである。

これらの政府関係者の説明を基にして、今回
本職は質問を行ったわけである。よって、再度

お尋ねするが、政府が配備理由に挙げている
「緊急時」や「脅威」とは一体どのようなものか、
また誰がどのようにして、何を行ったのか、明
らかにされたい。

二 「候補地の選定調査をどのように行ってきた
のか」との本職の質問に対して、政府は「既存の
文献等の客観的事実を基に、部隊配置の条件を
満たす土地を委託業者から提示させる調査業務
を行った」と答弁した。それでは、どのような
客観的事実を基にしたのか、部隊配置の条件を
満たす土地とはどのような条件であり、かつ、
土地とはどのような土地なのか、委託業者から
提示のあった内容とは何か、委託業務はどのよ
うな内容か、それぞれ明らかにされたい。

三 質問二に関連して、政府は、「平成二十七年
七月に、石垣島において、防衛省の職員が現地
の状況の確認を行うなどの現地調査を実施し
た」と答弁した。ならば、防衛省職員が行った
とする現地の状況の確認方法、確認の際の基準
や方針、現地調査の内容等を全て明らかにされ
たい。

四 政府が行ったとする「累次の機会」とはどのよ
うな機会か、その開催日時、場所、説明内容等
を全て明らかにされたい。

五 政府は「石垣島への自衛隊配備の魅力」と題
した冊子の作成や配布について関知していな
い」と答弁した。しかし、小冊子の内容を見る
と、自衛隊の装備や戦闘機器の性能、覆道式の
射撃場の能力等に関する写真や説明文が事細か

に掲載されており、また多色刷りの上質紙で印
刷製本されていることからすれば、やはり民間
団体が独自に作成することは内容及び経費の面
から困難であり、政府が資料を提供したり、印
刷製本・配布の費用の支援・補助を行ったり、
何らかの便宜の供与等を行ったものと思われ
る。さらに自衛隊の活動状況や補助事業の適用
状況が自画自賛としか言えないような内容で記
述されていることからしても発行元として「石
垣島自衛隊配備推進協議会」の名前が記載され
ていたとしても内実は政府であると言わざるを
得ないがどうか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一四三号

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上自衛
隊配備計画と住民への説明に関する再質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出石垣島への陸上

自衛隊配備計画と住民への説明に関する再

質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十八
年二月十九日内閣衆質一九〇第一二四号。以下
「先の答弁書」という。)二についてでお答えした
とおりである。

二及び三について

防衛省では、平成二十五年度に「南西地域(二
五)資料収集整理業務」を業者に発注し、一般に
公表されている地形図、自然公園、鳥獣保護区
等の範囲を示した資料、土地利用状況図等の
様々な既存文献等の資料を収集し、部隊配置の
条件を満たす土地を委託業者から提示させる調
査業務を行ったところである。

また、平成二十七年七月に石垣島において、
同省職員が地形の確認、既設の工作物の有無の
確認、周辺環境の把握等を行う現地調査を実施
したところである。

お尋ねの「どのような条件」、「どのような土
地」、「委託業者から提示のあった内容」及び「確
認の際の基準や方針」については、同省内部に
おける検討段階の情報を含んでいることから、
これについて言及することは、無用の混乱を招
くおそれがあり、お答えは差し控えたい。

四について

先の答弁書七及び八についてでお答えした
「累次の機会」とは、平成二十八年二月十五日の
石垣地方合同庁舎のほか、同月十一日の南の美
ら花ホテルミヤヒラ及び同月十二日の大濱信泉
記念館における石垣島への自衛隊の部隊の配置
についての説明の機会を指しているものであ
る。

五について

お尋ねについては、先の答弁書五についてで
お答えしたとおりである。

平成二十八年三月八日 衆議院會議録第十四号

議長の報告

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出安倍内閣の平成二十

六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横島法制局長官の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出軍歴証明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出厚生労働省の非正規職員の労働条件不利益変更に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊による民間船舶借上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出甘利前大臣の説明責任の履行を安倍総理が促すことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問に対する答弁書

平成二十八年二月二十三日提出
質問 第一四四号

安倍内閣の平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍内閣の平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問主意書

安倍内閣は、平成二十六年七月一日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（本閣議決定という）の閣議決定を行った。内閣法制局は、この閣議決定案に対し、口頭で、「意見はない」旨、同日、内閣官房国家安全保障局に回答したと承知している。

かかる事実は、平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会、小西洋之参議院議員の質問に対する、横島裕介内閣法制局長官の答弁で示されている。これに関して、以下質問する。

一 あらためて確認したいが、本閣議決定について、「意見はない」という回答を内閣法制局は国家安全保障局に行ったのか。見解を示されたい。

二 この回答を口頭で行ったのは内閣法制局の誰か。具体的に示されたい。

三 この回答を国家安全保障局側で受けたのは誰か。具体的に示されたい。

四 この回答は、直接面談して行ったのか、それとも電話などを利用したのか。伝達手段について、具体的に示されたい。

五 内閣法制局では、本閣議決定の案に対する回答にあたり、その経緯も含めた意思決定に至る過程や、その過程や決定を検証することができるといふような文書を作成しているか。具体的に示されたい。

六 かかる文書が存在しないとすれば、公文書等の管理に関する法律第四条に違反するのではないか。政府の見解を示されたい。

七 政府は、かかる文書が存在しない場合でも公文書等の管理に関する法律第四条に違反しないと考えているとすれば、その根拠は何か。具体的に示されたい。

内閣衆質一九〇第一四四号
平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍内閣の平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問に対して、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍内閣の平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

内閣法制局においては、御指摘の閣議決定に関して、平成二十六年六月三十日、正式に、内閣官房国家安全保障局から当該閣議決定の案文が送付され、意見を求められたことから、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の規定に基づき、内閣法制局の担当者から、内閣官房国家安全保障局の担当者に対し電話をかけ、口頭で、意見はない旨の回答をしたところである。

五について

内閣法制局は、御指摘の閣議決定に関して行った業務に関する文書として、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する資料（平成二十六年五月十五日の安倍内閣総理大臣記者会見に関する資料を含む）、当該閣議決定の案文のたたき台や概要を含む安全保障法制整備に関する与党協議会に関する資料（自由民主党総務会及び公明党政務調査会全体会議に関する資料を含む）及び内閣法制局が内閣官房国家安全保障局から正式に送付を受けた当該閣議決定の案文について意見はない旨の回答をするに

当たって決裁を行った際のいわゆる原議を保有している。

六及び七について

五について述べたとおり、内閣法制局においては、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の規定に基づき、適正に文書を管理している。

平成二十八年二月二十三日提出
質 問 第 一 四 五 号

安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問主意書

先般提出した「安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する質問主意書」(第一九〇回国会質問第二二二号)に対する答弁書(内閣衆質一九〇第一二二号。以下「答弁書」という。)の内容に疑義があるため、改めて以下のとおり質問する。

一 答弁書では、安倍総理の答弁は、「国民から負託を受けた国会議員は、国のかたちを決める憲法改正について、正々堂々と議論し、答えを出していく責任を果たすべきである」との認識の下で述べたとされているが、どのような方法で安倍総理の認識を確認したのか。質問主意書

平成二十八年三月八日 衆議院会議録第十四号

議長報告

に対する答弁書は閣議決定されるものである。内閣法第四条第二項で、「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる」と規定されるように、内閣の重要政策を決定する政府の最高の合議体であり、曖昧な根拠や虚偽の事実に基づく文書を閣議決定することは許されない。答弁書を作成するにあたり、いつ、どのような形で、安倍総理の認識を確認したのか、具体的に示されたい。

二 答弁書では、安倍総理の答弁は、「国民から負託を受けた国会議員は、国のかたちを決める憲法改正について、正々堂々と議論し、答えを出していく責任を果たすべきである」との認識の下で述べたと示されているが、国会議員たる大串博志議員に対し、「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」と述べることは、常識的に考えて、「正々堂々と議論し、答えを出していく責任」を大串博志議員に求めるのではなく、大串博志議員が憲法改正の議論を行うことそのものを否定していると思われるが、政府の見解を示されたい。

三 安倍総理が「国民から負託を受けた国会議員は、国のかたちを決める憲法改正について、正々堂々と議論し、答えを出していく責任を果たすべきである」との認識を内心に持っていたとしても、国会議員たる大串博志議員に対し、「憲法改正について何か議論する資格があるん

ですか」と述べることは、その認識と一致しないと見るべきであるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一四五号

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁書(平成二十八年二月十九日内閣衆質一九〇第一二二号。以下「前回答弁書」という。)は、平成二十八年二月十七日に安倍内閣総理大臣の決裁を経た上で、閣議に付議し、同年二月十九日の閣議において決定されたものである。

二及び三について

御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁について、前回答弁書一から三までについてでお答えしたとおりである。

平成二十八年二月二十三日提出
質 問 第 一 四 六 号

平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠法制局長官の答弁に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠法制局長官の答弁に関する質問主意書

平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、小西洋之参議院議員の質問に対し、横畠裕介法制局長官は、「与党間で極めて濃密な議論が行われたわけでございます。その過程につきましては、私もフォローさせていただいていたわけでございまして、何もしていなかったということではもちろんないわけでございます。」と答弁している。

この横畠法制局長官のいう与党間の議論の「フォロー」に関し、以下質問する。

一 この「フォロー」の中で、与党議員との意見交換、与党議員からの指示などのやり取りがあったのか。具体的に示されたい。

二 この「フォロー」のやり取りに関する記録は存在するか。具体的に示されたい。

三 記録が残されていないとすれば、国家公務員

平成二十八年三月八日 衆議院會議録第十四号 議長の報告

制度改革基本法第五條第三項第一号の「職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他の管理をし、及びその情報を適切に公開するために必要な措置を講ずるものとする」と。この場合において、当該接触が個別の事務又は事業の決定又は執行に係るものであるときは、当該接触に関する記録の適正な管理及びその情報の公開の徹底に特に留意するものとする」とに違反すると思われるが、政府の見解を示されたい。

四 横畠内閣法制局長官は、この「フォロー」に関連して、「口頭で、意見はない旨」を回答したと答弁している。すなわち、この「フォロー」に関して、記録を作成していないと思われ、国家公務員制度改革基本法第五條第三項第一号に反すると解されるが、内閣法制局長官はどのような法的根拠でこの「フォロー」の記録を作成していないのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九〇第一四六号
平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横畠法制局長官の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における横畠法制局長官の答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「与党議員との意見交換、与党議員からの指示などのやり取り」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣法制局においては、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）に関して、①平成二十五年二月に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。）が再開されて以後、内閣法制次長がオブザーバーとして出席したほか、適宜内閣官房から議論の状況等について説明を受け、②平成二十六年五月二十日に安全保障法制整備に関する与党協議会（以下「与党協議会」という。）の議論が開始された後は、内閣官房から政府が与党協議会に提出する資料について事前又は事後に送付を受け、必要に応じて説明を受けるとともに、担当者間で意見交換をするなどしていたところである。内閣法制局は、これらの業務に関する文書として、安保法制懇に関する資料（平成二十六年五月十五日の安倍内閣総理大臣記者会見に関する資料を含む。）及び当該閣議決定の案文のたたき台や概要を含む与党協議会に関する資料（自由民主党総務会及び公明党政務調査会全体

会議に関する資料を含む。）を保有している。三及び四について

国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）は、いわゆる「口利き」と言われるような、「政」の「官」に対する圧力等を排除する趣旨で、職員が国会議員と接触した場合において、記録の作成、保存その他の管理をすることとしている。この趣旨を踏まえ、平成二十四年の閣僚懇談会で申し合わせた「政・官の在り方」において、「官」は、国会議員やその秘書からの個別の行政執行に関する要請、働きかけであつて、公正中立性の観点から対応が極めて困難なものについては、大臣等に報告し、報告を受けた大臣等は、内容の確認を行うなど、自らの責任で、適切に対処することとされている。

内閣法制局においては、これらに従い、適切に対処している。

平成二十八年二月二十三日提出
質問 第一四七号

軍歴証明に関する質問主意書

提出者 古本伸一郎

軍歴証明に関する質問主意書

旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給、叙勲、被爆者健康手帳申請等の際に必要とされているため、本人や遺族などの関係者は軍歴証明を請求し、発行してもらう必要がある。しかし、軍歴証明の請求窓口が、陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）の場合は都道府県、陸軍軍属（高等文官等）及び海軍軍人・軍属の場合は厚生労働省と異なる

ため、申請を受け付けてもらえず、別の請求窓口に申請をし直さなければならないなど申請者に混乱が生じている。

都道府県が、陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）の請求窓口になっている経緯については、戦後、陸軍省廃止等による組織の変遷を経て、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の施行と同時に同法附則第十条の規定により、その兵籍等が都道府県に移管されたためと承知している。また、厚生労働省が、海軍軍人・軍属の請求窓口になっている経緯については、戦後、海軍省廃止等による組織の変遷を経て、その奉職履歴等が厚生労働省に移管されたためと承知している。しかし、このようになった理由及び根拠は必ずしも明らかとなっていない。

戦後七十年が経過し、軍歴を必要とする関係者の高齢化が進んでおり、軍歴証明の請求に当たって簡便な手続が求められている。そこで、以下質問する。

一 陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）と海軍軍人・軍属で、兵籍等の保管場所が異なる理由及び根拠をお示しいただきたい。また、陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）と海軍軍人・軍属で、軍歴証明の請求窓口が異なる理由及び根拠をお示しいただきたい。

二 陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）と陸軍軍属（高等文官等）で、兵籍等の保管場所が異なる理由及び根拠をお示しいただきたい。また、陸軍軍人・軍属（高等文官等を除く）と陸軍軍属（高等文官等）で、軍歴証明の請求窓口が異なる理由及び根拠をお示しいただきたい。

三 申請者の利便性に資するため、陸海軍軍人・軍属の軍歴証明の請求窓口を一本化するべきとの考えに対する政府の見解を伺いたい。

四 請求窓口が異なるとして申請を受け付けてもらえず、別の請求窓口に申請をし直さなければならぬような事案の再発防止に向けて、軍歴証明の事務に係る改善が必要と考えるが、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質一九〇第一四七号
平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員古本伸一郎君提出軍歴証明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員古本伸一郎君提出軍歴証明に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、当時の行政文書が残っていないことから不明であるが、旧陸海軍が保有していた人事関係係資料のうち、「陸軍軍属(高等文官等)」及び「海軍軍人・軍属」のものについては国が、「陸軍軍人・軍属(高等文官等を除く)」のものについては都道府県が保有するに至ったのは、旧陸海軍において人事関係係資料を保管していた場所の国・地方の別等を踏まえたものであると考えられ、また、各人事関係係資料を保有する行政機関がお尋ねの軍歴証明書の交付申請

の窓口となったのは、迅速かつ効率的に同証明書を交付するためであると考えている。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出厚生労働省の非正規職員の労働条件不利益変更に関する質問に対する答弁書

三及び四について
政府としては、お尋ねの軍歴証明書の交付に係る事務手続については、その根拠となる人事関係係資料を保有する行政機関に対して申請者が直接申請することにより同証明書の迅速かつ効率的な交付が可能となることから、取扱い方を変更することは考えていないが、今後とも、申請者が申請窓口を容易に認識できるよう、都道府県と緊密な連携を図り適切に対応してまいりたい。

る手法に労組や職員が「ブラック企業と同じやり方」と反発。厚生労働省は十七日、提案を撤回した。」とあります。
労働者が不利益取り扱いを受けることが無いように事業主を指導する立場の厚生労働省が、率先して何の説明も無く労働者に不利益となる労働条件の変更を行うおうとしたことは非常に不適切であると考えます。

以下、質問します。
一 どのような考えに基づいて、このような不利益変更を行うことにしたのか理由を説明して下さい。

二 問題だとの指摘を受けて直ぐに撤回しましたが、変更するつもりだったものを撤回して不都合がないのか伺います。

平成二十八年二月二十四日提出
質問 第一一四八号
厚生労働省の非正規職員の労働条件不利益変更に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

三 仮に不都合がないならば、そのような変更をすべきではなかったと考えられるし、仮に不都合があるならその状態をそのままにするのはいかなるものかと感じます。二の回答を踏まえて、撤回に至ったことについて、政府の見解を伺います。

厚生労働省の非正規職員の労働条件不利益変更に関する質問主意書
本年二月十八日付け毎日新聞朝刊によれば、「労働基準監督署で解雇や賃金不払いなどの労働問題に関する相談業務にあたっている「総合労働相談員」について、厚生労働省が、賃金を変えずに一部相談員の労働時間を一日十五〜三十分延長する契約更新を提案していたことが分かった。労働契約法は労働条件の変更には労使の合意が必要と定めている。しかし今回は何の説明もなく通知文を送られた相談員もあり、ルール違反ともいえる

内閣衆質一九〇第一四八号
平成二十八年三月四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出厚生労働省の非正規職員の労働条件不利益変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「撤回」及び「不都合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、今年度、働き方・休み方改善コンサルタント、総合労働相談員、総合労働相談員(困難事業担当)、賃金相談員又は賃金調査員の勤務時間を六時間、六時間三十分又は六時間四十五分としている都道府県労働局においては、来年度配置する予定の同一の職名の非常勤職員の勤務時間についても同じ六時間、六時間三十分又は六時間四十五分とすることとしたところである。

その結果、来年度は、一について述べた労働

務時間の統一化を図ることができなくなったが、引き続き任用を希望する非常勤職員に対して勤務条件の内容に係る説明を懇切丁寧に行うことの重要性に鑑みると、やむを得ないものと考えている。

平成二十八年二月二十四日提出
質問 第一四九号

海上自衛隊による民間船舶借上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

海上自衛隊による民間船舶借上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問主意書

日本は海洋国家であり、私の暮らす沖縄県は周囲が海に囲まれた島嶼県である。

我が国が海洋国家として繁栄していくためには、海運業の発展が欠かせない。海運業は、海洋国家日本の未来を拓く重要産業である、と断じても差支えないだろう。

また、島嶼県沖縄にとって、海は「命の母」である。それ故、「隔ての海」ではなく「結びの海」として、諸外国との共存共栄の道を模索していかなければならない。

海運産業の発展が海洋国家日本の命運を握る中、船員をはじめとする海運労働者らの労働条件の向上及び安全・安心な職場環境の確保・拡充は不可欠である。

政府は、民間船舶船員（以下、民間船員という）

を海上自衛隊の予備自衛官補として採用し、教育訓練を経た上で予備自衛官として任用するための費用等を平成二十八年度予算案に計上している。かかる政府方針に対し、全日本海員組合が平成二十八年一月二十九日付で「民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する声明」を發出し、次のように求めている。

「政府が当事者の声を全く聞くことなく、民間人である船員を予備自衛官補として活用できる制度を創設することは、『事実上の徴用』につながるものと言わざるを得ない。このような政府の姿勢は、戦後われわれが『戦争の被害者にも加害者にもならない』を合言葉に海員不戦の誓いを立て、希求してきた恒久的平和を否定するものであり、断じて許されるものではない。」

私は、全日本海員組合の右声明を強く支持するものである。

民間船員を予備自衛官として任用することは、先の太平洋戦争において民間船舶の多くが徴用され、多数の船員が犠牲になった過去を想起させる。まさしく「事実上の徴用」に道を拓くものであり、断じて容認できない。

全日本海員組合はじめ多くの国民が望んでいるのは、「戦争につながる海」ではなく「平和な海」に生きる海洋国家日本である。

以下、質問する。

一 太平洋戦争に徴用され、物資輸送や兵員輸送等に従事した民間船舶・船員の隻数と人数及び当該船舶・船員のうち戦闘行為に巻き込まれて撃沈した隻数並びに犠牲となった船員の人数に

ついて死者、負傷者の別に明らかにした上で、かかる犠牲を招いた徴用に対する政府の見解を示されたい。

二 政府は、海上自衛隊予備自衛官を新たに養成するべく、予備自衛官補として民間船員を採用するための費用を平成二十八年度予算案に計上しているようだ。

かかる費用の科目（いわゆる「目の区分」）及び金額並びに予備自衛官補として採用予定の民間船員の人数を明らかにした上で、予備自衛官補が受ける教育訓練の内容や日数、受け取れる手当等処遇などについて説明されたい。

三 大型の民間船舶を運航するには、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年四月十六日法律第四百十九号）第四条乃至第十六条に基づく「海技士」の資格を持つ船員が必要であると承知している。

① 平成二十八年度に防衛省が借り上げ（契約）予定の民間船舶一隻を運航するにあたり、何人の「海技士」が必要だと考えているか、政府の見解を示されたい。

② 「海技士」の資格を持つ海上自衛官及び元海上自衛官である予備自衛官の人数をそれぞれ明らかにした上で、民間船員を予備自衛官として任用する必要性について政府の見解を示されたい。

四 防衛省は、平成二十七年において、新日本海フェリー株式会社（大阪市）の「すずらん」を年間契約で借り上げ、輸送船「はくおう」として運用しているものと承知している。「はくおう」

は、昨年秋季に実施された九州及び南西諸島における自衛隊統合訓練で、津軽海峡フェリー株式会社の「ナツチャンWorld」とともに自衛隊員や車両等の輸送業務に従事し、当該訓練にあたっては両社の船員がそれぞれの船舶を操舵したようだ。

① 防衛省・自衛隊が民間船舶を借り上げ、訓練等の目的で運用するようになったのはいつからか。その経緯及び法的根拠を明らかにされたい。

② 防衛省が借り上げた過去三年分の民間船舶の隻数及び契約額並びに平成二十八年度に借り上げ（契約）予定の民間船舶の隻数及び予算（額）を明らかにした上で、民間船舶を活用することで得られる利点、生ずる欠点等について政府の見解を示されたい。

五 概して、雇用主（以下、事業者という）と被用者（以下、労働者という）が締結する雇用契約において、労働者は弱い立場に置かれている。したがって、防衛省と備船契約を締結した事業者側が労働者たる民間船員に対し、予備自衛官補に志願するよう命じた場合、当該船員は従わざるを得ない状況に追い込まれる蓋然性が極めて高い。

① 防衛省が入札等を通じて事業者との間で備船契約を締結するにあたり、当該事業者に対し、当該船員の予備自衛官補への志願を条件に付すようなことは断じてあってはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

② 事業者が防衛省との間で備船契約を締結す

るにあたり、当該船員が予備自衛官補への志願を拒否しても、事業者側から雇用契約上の不利益処分を課されるようなことは断じてあつてはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

③ 防衛省は、私が懸念する右①及び②の事態を確実に防止するための手立て(制度政策を講じているか、具体的に説明されたい。仮に、何らの手立ても講じていないのであれば、民間船員の予備自衛官補採用に踏み切るべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 海上自衛隊が民間船員を予備自衛官補として採用する際、または、教育訓練を受けた後に予備自衛官として任用する際、自衛隊法施行規則(昭和二十九年六月三十日総理府令第四十号)第四十一条及び同条の二に定めるとおり、「宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない」のか、政府の見解を示されたい。

七 海上自衛隊に予備自衛官として任用された民間船員が有事等で招集され、実際に予備自衛官として従事している状況において犯罪等の服務規程違反を行った場合、当該船員への罰則は、事業者側との雇用契約に基づきいづゆる「就業規則」に則つてなされるのか、それとも海上自衛隊の服務規程に則つてなされるのか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九〇第一四九号
平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊による民間船舶借り上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊による民間船舶借り上げ及び民間船員の予備自衛官任用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「太平洋戦争に徴用され、物資輸送や兵員輸送等に従事した民間船舶・船員の隻数と人数及び当該船舶・船員のうち戦闘行為に巻き込まれて撃沈した隻数並びに犠牲となった船員の人数」については、把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十八年年度予算には、海上自衛隊の予備自衛官補が二十一一人採用された場合を想定して、約二百十三万円を計上しており、その予算科目は、(目)糧食費、(目)予備隊員手当、(目)予備隊員招集等旅費等である。

海上自衛隊の予備自衛官補については、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を採用の日から起算して二年に達する日までの間に十日間受けるものとし、教育訓練招集命令により招集に応じた期間一日につき七千九百円の教育訓練招集手当を(目)予備

隊員手当から支給すること等を想定している。
三の①について

御指摘の「平成二十八年年度に防衛省が借り上げ(契約)予定の民間船舶一隻を運航する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省が民間事業者から船舶を借り受け、当該船舶を海上自衛隊の使用する船舶として運航する場合は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百条の規定が適用されるため、海技士を要しない。

三の②について

防衛省において把握している範囲では、平成二十八年一月三十一日現在、海技士の資格を有する海上自衛官は六百七十九人であり、元海上自衛官である予備自衛官であつて海技士の資格を有するものは八人である。

海上自衛隊の予備自衛官については、自衛官であつた者から採用することが引き続き基本となるが、予備自衛官の採用の対象者を拡大するため、自衛官であつた者でなくとも、予備自衛官補として所定の教育訓練を受けた上で海上自衛隊の予備自衛官となることを可能とすることとしている。

四の①について

お尋ねの「防衛省・自衛隊が民間船舶を借り上げ、訓練等の目的で運用する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省では、従前から、訓練等の所要のため民間船舶による輸送役務契約を民間事業者と締結し、自衛隊員、装備品等の輸送を行っているも

の、その開始時期については、同省においてこれまで調査した限りでは、特定することができず、お答えすることは困難である。

四の②について

お尋ねの「防衛省が借り上げた過去三年分の民間船舶の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年四月一日から平成二十八年二月二十九日までの間において、防衛省と民間事業者との間で締結した輸送役務契約に基づいて運航され、自衛隊員、装備品等の輸送を行った民間船舶の隻数及び契約額は、現時点で確認できる範囲では、延べ九十一隻であり、合計で約十七億円である。

また、お尋ねの「平成二十八年年度に借り上げ(契約)予定の民間船舶は、同省において平成二十七年年度中に民間事業者と契約締結を予定している「民間船舶の運航・管理事業(以下「民間船舶の運航・管理事業」という。)に係る民間船舶を指すものと考えられるところ、当該民間船舶の隻数は二隻であり、平成二十七年年度予算において国庫債務負担行為として約二百五十億円を計上し、平成二十八年年度予算においては、当該国庫債務負担行為の歳出化経費として約十三億円を計上している。

お尋ねの「民間船舶を活用すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、民間船舶の運航・管理事業においては、民間輸送力の活用により、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できると考えている。

五について

予備自衛官補は、あくまでも本人の志願に基づき採用されるものであり、政府として、いかなる人に対しても予備自衛官補となることを強制することはない。御指摘の「備船契約」及び「当該事業者に対し、当該船員の予備自衛官補への志願を条件に付す」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、予備自衛官補は所定の教育訓練を修了した上で予備自衛官となることが予定されているところ、民間船舶の運輸・管理事業においては、当該船舶の船員となつた者が予備自衛官補に志願することを強制され、又は予備自衛官補に志願することを希望しないことで不利益となることがないように、その入札公告において「予備自衛官を希望しないが、……船員となつた者については、国及び事業者双方は、その希望を尊重し、国は予備自衛官には採用しないこととする」と明記しているとともに、その旨を契約書にも記載することとしている。

六について

予備自衛官補となつた者は、自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)第四十一条の三の規定により服務の宣誓を行わなければならない。また、予備自衛官補としての教育訓練の全てを修了し予備自衛官となつた者は、同令第四十一条の規定により服務の宣誓を行わなければならない。

七について

お尋ねの「予備自衛官として任用された民間船員が有事等で招集され、実際に予備自衛官として従事している状況において犯罪等の服務規

程違反を行った場合」及び「当該船員への罰則」の意味するところが必ずしも明らかではないが、予備自衛官が自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつた場合には、同法及びこれに基づく関係政省令等の定めるところにより自衛官としての服務上の義務を負う。

平成二十八年二月二十五日提出
質 問 第一一五〇号

甘利前大臣の説明責任の履行を安倍総理が促すことに関する質問主意書

提出者 山井 和則

甘利前大臣の説明責任の履行を安倍総理が促すことに関する質問主意書

二月十九日の衆議院予算委員会、安倍総理は「甘利前大臣自身も、引き続き調査を進め、公表すると語っており、個々の事実関係については甘利前大臣においてしっかりと説明責任を果たしていけるものと私は考えております。」と答弁されました。一方、甘利前大臣からは、一月二十八日の記者会見以降、説明等は一切行われていません。

この点に関し、以下、質問します。

一 一月二十八日の記者会見以降、安倍総理から甘利前大臣に対し連絡を取り、説明責任を果たすことについて要請等を行いましたか。もし行っているのであれば、いつ、どのような方法で連絡を取りましたか。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一五〇号

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出甘利前大臣の説明責任の履行を安倍総理が促すことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出甘利前大臣の説明責任の履行を安倍総理が促すことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成二十八年二月十九日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、甘利前国務大臣が政治家としてしっかりと説明責任を果たしていけるものとの認識を示したものである。お尋ねの国務大臣を辞任した後における国会議員たる同前大臣との個別のやり取りについては、政府としてお答えする立場にな

平成二十八年二月二十五日提出
質 問 第一一五一号

衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問主意書

提出者 仲里 利信

衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問主意書

衆議院選挙制度改革をめぐることは、有権者の一

票の格差は正や国会議員の定数削減等の諸問題を解決する観点から喫緊の課題として位置づけられ、国会や衆議院議長の諮問機関等において、これまで様々な議論が重ねられてきたところであるが、未だに解決を見ていないところである。その理由としては、各党・各国会議員の思惑から意見が対立し調整が難航していることが挙げられている。しかし、国民や司法の厳しい指摘や判例、糾弾の声を鑑みた場合、安易に放置し続けることができるような問題ではない。早急に、しかも抜本的な改善を行う必要がある問題である。改革の先頭に立つべきものは国会であることは論を待たない。しかし、衆議院議長の諮問機関が示した答申に対して、自民党が先送りするとの原案を示したことや、安倍総理が衆議院予算委員会の基本的質疑で自民党の先送り案に対して一定の理解を示したこと、さらにその後、一転して定数削減を盛り込む公職選挙法改正案を今国会で成立させたいとの考えを表明したこと、その後各党の議論が軌道に乗り、ようやく収束しそうな方向性が垣間見えてきたが、ここに至るまでに紆余曲折を経たことなどを考えると、やはり政府の改革への姿勢がまず問われるべきであると思われる。その際問われるべき点としては多々あると思われるが、本職は、まず政府が取り上げるべきものは、公職選挙法第八十六条の二第四項の規定に基づく「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」に重複して立候補できる「重複立候補制度」と国会議員自らの身を切る改革として国民に最も分かり易い「定数削減」の二つであると考えられる。

そこでお尋ねする。

一 平成二十六年十二月に行われた第四十七回衆議院議員選挙において、沖縄県内の小選挙区四つで落選した候補者五人が全員比例区で復活当選するという前代未聞の事態が生じた。この結果に対して沖縄県民からは「民意は一体どこにあるのか」、「小選挙区で落選した候補者は潔く比例を辞退すべきではないか」との声が上がり、はからずも公職選挙法の問題点と矛盾点が浮き彫りになった。そもそもこのような結果に至ったのは、公職選挙法の規定で、立候補する際に所属政党の許可が得られれば、立候補者が「小選挙区」と「比例代表選挙」に重複して立候補できる「重複立候補制度」が許されているからである。

よつて、衆議院選挙制度改革の手始めとして、政府は、率先して公職選挙法第八十六条の二第四項の規定に基づく「重複立候補制度」の見直しを主導する考えはないか。

二 我が国では、これまで消費税の導入や年金の減額、医療保険料の増額等により国民に多大な負担と我慢を強いてきた。その一方で、国会議員に対しては国民目線で見た場合に自ら身を切る改革を行ってきたとは言いがたい状況である。なお、衆議院議長の諮問機関が示した答申では、「選挙区六、比例代表四の計十減」となっており、その対象区として本職の選挙区も含まれているが、本職はあえて身を切る改革を自ら提案する所存である。よつて、この際、政府におかれても「十減の定数減」を主導する考えはないか。右質問する。

内閣衆質一九〇第一五一号

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、議会政治の根幹に関わる問題であることから、まずは、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
一八円
（本体）
一〇円